

農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱

令和5年3月28日付け4経営第3228号

農林水産省経営局長通知

最終改正：令和8年3月31日付け7経営第3012号

目次

- 第1 目的（第1条関係）
- 第2 定義（第2条関係）
- 第3 農地中間管理事業の推進に関する基本方針（第3条関係）
- 第4 農地中間管理機構の指定等（第4条～第16条関係）
- 第5 農地中間管理事業の実施（第17条関係）
- 第6 農用地利用集積等促進計画の作成等（第18条及び第19条関係）
- 第7 農地中間管理権に係る賃貸借等の解除（第20条及び第21条関係）
- 第8 業務の委託（第22条関係）
- 第9 共有者不明農用地等（第22条の2～第22条の5関係）
- 第10 その他（第23条～第34条関係）

別紙1 農地中間管理事業規程の参考モデル例

別紙2 農用地利用集積等促進計画の留意事項

別紙3 都道府県条例の改正モデル例

別紙4 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積等促進計画の同意手続の特例

別紙5 農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例についての取扱い

別紙6 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による経過措置

第1 目的（第1条関係）

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」といいます。）は、農地中間管理事業について、農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を定めることにより、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とするものです。

第2 定義（第2条関係）

農用地	法第2条第1項に規定する農用地
農用地等	法第2条第2項に規定する農用地等
農地中間管理事業	法第2条第3項に規定する農地中間管理事業
機構	法第2条第4項に規定する農地中間管理機構
農地中間管理権	法第2条第5項に規定する農地中間管理権

第3 農地中間管理事業の推進に関する基本方針（第3条関係）

1 農地中間管理事業の推進に関する基本方針において定める事項

農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）は、都道府県知事が、次に掲げる事項についておおむね5年ごとにその後の10年間につき定めるものです。

なお、（1）の目標については、都道府県の全域での設定に加え、平場地域、中山間地域等、地域の特性に即して設定することが望ましいと考えます。

- （1）効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標
- （2）農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向
- （3）（1）の目標を達成するために必要な次に掲げる事項
 - ① 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項
 - ② 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項
 - ③ 地方公共団体、機構、株式会社日本政策金融公庫等の連携及び協力に関する事項
- （4）その他農地中間管理事業の推進に関し必要な事項

2 基本方針の策定

- （1）都道府県知事は、基本方針の策定に当たっては、市町村、機構、日本政策金融公庫等のほか、都道府県農業委員会ネットワーク機構（以下「都道府県農業会議」といいます。）、都道府県農業協同組合中央会、都道府県土地改良事業団体連合会等の関係団体とも連携して、その内容について検討を行うことが望ましいと考えます。
- （2）基本方針は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」といいます。）第5条第1項に規定する基本方針（以下「農業経営基盤強化促進基本方針」といいます。）に適合するとともに、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものである必要があります。その他の農業の振興に関する計画としては、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）に基づく果樹農業振興計画、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業計画等が想定されます。

農業経営基盤強化促進基本方針の変更があった場合には、これと適合するように基本方針を変更する必要があります。また、農地中間管理事業の推進状況等の情勢の推移により必要が生じたときも基本方針を変更することとなります。
- （3）都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表する必要があります。

第4 農地中間管理機構の指定等（第4条～第16条関係）

1 指定及び公告

- （1）農地中間管理事業は、公益性が高く、かつ、農用地の利用の効率化及び高度化の促進のため適正かつ確実に事業が行われる必要があることから、都道府県知事が、事業を行う者を指定する仕組みとなっています。
- （2）都道府県知事は、一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあっては地方公共団体

が総社員の議決権の過半数を有しているもの、一般財団法人にあっては地方公共団体が基本財産の額の過半を拠出しているものに限り、)の申請により、次に掲げる基準に適合すると認められるものを一に限り、機構として指定できます。

- ① 職員、業務の方法その他の事項についての農地中間管理事業に係る業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
 - ② 役員の過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められること。
 - ③ 農地中間管理事業の運営が、公平かつ適正に行われると認められること。
 - ④ 農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって農地中間管理事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - ⑤ その他農地中間管理事業を適正かつ確実に行うに足るものであること。
- (3) 都道府県知事は、(2)の指定をしたときは、指定を受けた機構の名称、住所等を公告するとともに、その旨を管轄する地方農政局長等(北海道にあっては農林水産省経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じです。)に通知する必要があります。
- (4) 機構は、その名称若しくは住所又は農地中間管理事業を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出る必要があります。都道府県知事は、当該届出があったときには、その旨を公告するとともに、地方農政局長等に通知する必要があります。

2 農地中間管理事業評価委員会

- (1) 機構は、その業務を毎事業年度の事業計画等に沿って着実に推進し、その目標を達成することができたかどうか、法第8条第1項に規定する農地中間管理事業規程(以下「事業規程」といいます。)に従って公平かつ適正に行われているかどうか、といった点について中立的な目線で点検するため、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、機構の代表者が都道府県知事の認可を受けて任命する者で構成する農地中間管理事業評価委員会(以下「評価委員会」といいます。)を置く必要があります。

評価委員会については、委員の過半を農地中間管理事業の利用者である農業者とする等により、利用者の声を反映させやすい体制とすることが望ましいと考えます。

- (2) 都道府県知事は、評価委員会の委員を認可したときは、その旨を管轄する地方農政局長等に通知する必要があります。

3 役員の選任及び解任

- (1) 機構の役員の選任又は解任は、都道府県知事の認可を受けなければその効力を生じないとされています。これは、農地中間管理事業の運営を公平かつ適正に行うことができない者が機構の事業運営を支配することのないように設けられたものです。

機構の役員については、事業運営に農地中間管理事業の利用者である農業者の意見が直接反映できるよう、担い手(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者(年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して、基盤法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる個人又は法人をいいます。))を1名以上含める等の体制を構築する

ことが望ましいと考えます。

- (2) 都道府県知事は、機構の役員が、法や法に基づく命令等に違反する行為をしたとき、農地中間管理事業に関し著しく不適当な行為をしたときは、機構に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができます。また、農地中間管理事業の実施状況が著しく不十分である場合において、当該役員に引き続きその職務を行わせることが不適当であると認められるときも、当該役員を解任すべきことを命ずることができます。
- (3) 都道府県知事は、機構の役員の選任及び解任の認可をしたときは、その旨を管轄する地方農政局長等に通知する必要があります。

なお、役員が自らの意思によりその職を辞する場合については、都道府県知事の認可は不要です。

4 農地中間管理事業規程

- (1) 農地中間管理事業規程において定める事項

機構は、農地中間管理事業を実施するための具体的な規範として、次に掲げる事項について定めた事業規程を作成することになっています。事業規程の作成に当たっては、別紙1を参考にしてください。

- ① 農地中間管理権を取得し、又は農業経営等の委託を受ける農用地等の基準
- ② 農地中間管理権の取得、農業経営等の受託の方法
- ③ 農用地等の貸付け及び農業経営等の委託の方法
- ④ 法第2条第3項第5号に掲げる業務（農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務）の実施基準
- ⑤ 相談又は苦情に応ずるための体制に関する事項
- ⑥ 業務委託の基準
- ⑦ その他農地中間管理事業の実施方法に関する事項

- (2) 事業規程の認可

機構は、事業規程を定め、又はこれを変更したときには、都道府県知事の認可を受ける必要があります。

都道府県知事は、認可の申請があった場合において、その事業規程が次の全てに適合していると認めるときは、事業規程の認可をしなければなりません。

- ① 基本方針に適合し、かつ、農地中間管理事業の実施方法が適正かつ明確に定められていること。
- ② (1)の①の基準が、農用地等として利用することが著しく困難であるものを対象に含まないことその他農用地等の形状又は性質に照らして適切と認められるものであり、かつ、農用地等について借受け等を希望する者の意向その他地域の事情を考慮することを内容とするものであること。
- ③ (1)の②の事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

ア 地域計画（基盤法第19条第1項に規定する地域計画をいいます。以下同じです。）の区域内については、機構が農用地等の所有者に対し農地中間管理権の取得等に関する協

議を積極的に申し入れるほか農用地等の所有者からの申出に応じて当該協議を行い、その他の区域については農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合に農用地等の所有者と当該協議を行うこと。

イ 取得する権利の存続期間又は残存期間に関する基準、当該権利が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払の方法、当該権利が経営受託権（農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいいます。）である場合における農業経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法、農作業の受託に係る契約期間に関する基準、対価の算定基準及び支払の方法を適正に定め、これに基づき、農地中間管理権の取得又は農業経営等の受託を行うこと。

ウ 農用地等を現に利用している者の農業経営の現状、当該農業経営に関する意向その他の事情を考慮して農地中間管理権の取得又は農業経営等の受託を行うこと。

エ 農地中間管理権の取得に当たって、遊休農地（農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項各号のいずれかに該当する農地をいいます。第7において同じです。）の所有者等が必要な措置を講ずることにより当該農地の貸付けが行われると見込まれる場合に、機構が所有者等に対し当該措置を講ずることを促すこと。

オ 農地中間管理権の取得に当たって、あらかじめ、農用地等の所有者に対し、土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業（同法第96条の4第1項において準用する場合を含みます。以下「機構関連事業」といいます。）が行われることがあることについて書面（電磁的記録を含みます。）の交付により説明すること。

④ （1）の③に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

ア 地域計画の達成に資することその他地域の農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農用地等の貸付け等の相手方の選定及びその変更を行うこと。

イ 権利の存続期間又は残存期間に関する基準、賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払の方法、当該権利が経営受託権である場合における機構に帰属する損益の算定基準及び決済の方法、農作業の委託に係る契約期間に関する基準、対価の算定基準及び支払の方法を適正に定め、これに基づき、農用地等の貸付け等を行うこと。

ウ 農用地等の貸付けに当たって、あらかじめ、当該農用地等の貸付けの相手方に対し、機構関連事業が行われることがあることについて書面（電磁的記録を含みます。）の交付により説明すること。

⑤ （1）の④に掲げる事項が、農用地等の貸付け等が確実に実行されると見込まれる場合に実施することを内容とするものであること。

⑥ （1）の⑥に掲げる事項が、その業務を適正かつ確実に実施することができる者と認められる者に委託することを内容とするものであること。

⑦ 特定の者に対し不当に差別的な取扱いをするものでないこと。

（3）事業規程の公表

農地中間管理事業では、多数の関係者と権利関係が生じることとなりますが、誰もがその事業の規範となる規程を確認することができるようにしておく必要があることから、機構は、事業規程について都道府県知事の認可を受けたときは、当該事業規程を公表する必要がある

あります。

- (4) 都道府県知事は、事業規程の認可をしたときは、その旨を管轄する地方農政局長等に通知する必要があります。また、都道府県知事は、認可をした事業規程が農地中間管理事業の的確な実施上不適当となったと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができます。

5 事業計画等

(1) 事業計画等の作成

機構は、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び収支予算（以下「事業計画等」といいます。）を作成し、毎事業年度開始前に都道府県知事の認可を受ける必要があります。なお、これを変更しようとするときも同様に都道府県知事の認可を受ける必要があります。

また、事業計画には、その事業年度における農地中間管理事業の目標及び法第2条第3項各号に掲げる業務の実施に関する計画のほか、農地中間管理事業に係る業務の一部を他の者に委託しようとする場合には、委託しようとする者の氏名又は名称及び住所、委託しようとする業務の内容、委託の期間その他必要な事項を定めることが必要です。委託に要する費用の額や支払いの方法等は、その他必要な事項として定めることが適当です。

(2) 事業計画等の公表

機構は、事業実施の透明性を確保するため、(1)について都道府県知事の認可を受けたときは、事業計画等を公表する必要があります。

(3) 事業計画等の認可の報告

都道府県知事は、これらの認可をしたときは、その旨を管轄する地方農政局長等に通知する必要があります。

(4) 事業報告書等の作成

機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、事業計画で定めた事業目標の達成状況その他農地中間管理事業の実施状況に対する評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後三月以内に、都道府県知事に提出するとともに、これらを公表する必要があります。

なお、都道府県知事は、これらの書類の提出を受けたときは、管轄する地方農政局長等に通知する必要があります。

6 区分経理

機構は、農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、適正な会計処理を確保するため、農地中間管理事業に係る経理とその他の事業の経理とを区分して整理する必要があります。

7 帳簿の記載

機構は、農地中間管理事業を適切に実施する観点から、帳簿を備え、必要な事項を記載し、その保存が義務付けられています。

帳簿の保存期間については、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第15号。以下「省令」といいます。）第10条第3項の規定により、機構に対する農地中間管理権の設定等若しくは農作業の委託又は機構による賃借権の設定等若しくは農作業の委

託に関する事項は、農地中間管理権若しくは経営受託権の存続期間若しくは残存期間若しくは農作業に係る受託の期間が満了した日又は法第20条の規定による契約の解除をした日から、農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務に関する事項は、当該業務に要した費用の回収が終了した日から、農地中間管理事業に係る業務の委託に関する事項は、当該委託契約が終了した日から、それぞれ10年間となります。

8 監督命令

都道府県知事は、農地中間管理事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、農地中間管理事業に関し監督上必要な命令をすることができます。

また、機構が特例事業（基盤法第7条各号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）を行っている場合には、都道府県知事は、特例事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、特例事業に関し監督上必要な命令をすることができます。

9 事業の休廃止

機構は、都道府県知事の認可を受けなければ、農地中間管理事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはなりません。

なお、都道府県知事が農地中間管理事業の全部の廃止を認可したときは、当該機構に係る指定は、その効力を失います。

また、都道府県知事は、農地中間管理事業の休廃止に係る認可をしたときは、その旨を公告するとともに、管轄する地方農政局長等に通知する必要があります。

10 指定の取消し

都道府県知事は、機構が、農地中間管理事業を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき、不正な手段により指定を受けたとき、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき等には、その指定を取り消すことができます。都道府県知事は、機構の指定を取り消したときは、その旨を公告するとともに、管轄する地方農政局長等に通知する必要があります。

11 指定を取り消した場合における経過措置

都道府県知事が機構の指定を取り消した場合において、都道府県知事がその取消し後に新たに機構の指定をしたときは、取消しに係る機構は、その農地中間管理事業の全部を、新たに指定を受けた機構に引き継がなければなりません。

なお、取消しに係る機構が特例事業を行っている場合には、特例事業の全部を、新たに指定を受けた機構に引き継がなければなりません。

第5 農地中間管理事業の実施（第17条関係）

- (1) 機構は、広域的な見地から、市町村の区域を越えて地域外から農用地等の借受け等を希望する者の情報や意向を適切に把握することが期待されます。特に、市町村が地域計画を策定又は変更する際には、市町村の求めに応じて、当該情報や意向を提供することが重要です。
- (2) 機構は、地域の目指すべき将来の姿が明確化されている地域計画の区域を農地中間管理事業の重点実施区域としており、当該事業を効果的かつ効率的に実施するため、積極的に地域計画

の区域内の農用地等の所有者等との協議を行っていく必要があります。

この点、基盤法においても、農業委員会は、地域計画の区域内の農用地等の所有者等に対して、機構に農地中間管理権の設定等を行うことを積極的に促すこととしています。

また、機構は、目標地図（基盤法第19条第3項に規定する地図をいいます。以下同じです。）において農業を担う者が位置付けられている場合には、緑区分の遊休農地（農地法第32条第1項第1号に該当する農地のうち「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日21経営4530号・21農振1598号農林水産省経営局長、農村振興局長通知。以下「運用通知」といいます。）第3の1の（3）のアの（ウ）のaに規定する農地をいいます。）についても、積極的に借り受け、簡易な整備（草刈り等）を行った上で貸付け等を行うことが適当です。

さらに、機構は、農地法第36条に基づき農業委員会から所有者等に対して機構と協議すべきことを勧告した旨の通知を受けた地域計画の区域内の農地又は同法第41条に基づき農業委員会から所有者等を確知することができない旨の通知を受けた地域計画の区域内の農地については、基盤法第22条の7の規定により読み替えて適用する農地法第39条又は第41条第1項に基づき、事業規程に適合すると認められる農地から、速やかに申請書類を整え、整ったものから順次、都道府県知事に対し、農地中間管理権等の設定に関する裁定の申請を行う必要があります。

なお、地域計画の区域内に国有農地（農地法第45条に規定する土地のうち農用地であるものをいいます。）が含まれる場合、売払いが当分の間見込まれないことを前提として、機構が当該国有農地を借り受けることも可能です。

第6 農用地利用集積等促進計画の作成等（第18条及び第19条関係）

1 農用地利用集積等促進計画の趣旨

- (1) 市町村が定める地域計画においては、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した目標地図が定められることとなりますが、地域計画の達成に向けた土地の借受け、貸付け等の手段として、農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」といいます。）により、機構を活用した農地の集約化等を進めることとなります。
- (2) 機構は、市町村等の協力を得つつ促進計画を定め、都道府県知事の認可及び公告を経て、農地中間管理権の設定等、賃借権の設定等及び農作業の受委託を行います。
- (3) また、機構が特例事業を行う場合には、促進計画に所有権の移転に関する事項を含めることができます。

2 促進計画の作成

- (1) 機構は、農地中間管理事業の実施により、機構が出し手（農用地等について機構に農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を行う者をいいます。以下同じです。）から農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を受ける場合と、機構が受け手（農用地等について機構から賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける者をいいます。以下同じです。）に賃借権の設定等又は農作業の委託を行う場合には、促進計画を作成し、都道府県知事の認可を受ける必要があります。

ただし、機構が、農地法第3条第1項第14号の2の規定によりあらかじめ農業委員会に届け出て農地中間管理事業の実施により農地中間管理権又は経営受託権を取得する場合、同法第41条の規定によって同条第1項の利用権を取得する場合等には、促進計画によることなく、農地中間管理権又は経営受託権を取得することができます。

なお、促進計画に係る留意事項は別紙2のとおりです。

- (2) また、機構は、基盤法第22条の5の規定により、地域計画の区域内の農用地等について促進計画を定めるに当たっては、地域計画の達成に資することとなるようにしなければならないこととされています。したがって、当該農用地等について機構から賃借権の設定等を受ける者は、目標地図に農業を担う者として位置付けられている必要があります。このため、目標地図に位置付けられていない場合、原則として、市町村が地域計画を変更し、当該者を目標地図に位置付けた上で、促進計画により賃借権の設定等を行うことが適当ですが、次に掲げる①から③のいずれかを満たす場合であって、当該農業を担う者以外の者への権利の設定が「地域計画の達成に資する」ことを市町村が認めた場合においては、当該農業を担う者以外の者に農用地等の貸付けを行うことも可能と考えられます。
- ① 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる場合や、目標地図に農業を担う者が位置付けられていない農用地等において農業を担う者として適当な者が見つかった場合等であって、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれるとき。
- ② 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付けるとき。
- ③ 農業を担う者に貸し付けるまでの間に農業委員会等の関係機関が認めたその他の者に貸し付けるとき（地域計画の達成に支障を生じない場合に限る。）。
- (3) 促進計画の記載事項は、法第18条第2項の規定により、①機構が出し手から農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を受ける場合、②機構が受け手に賃借権の設定等又は農作業の委託を行う場合に分けて定められています。
- (4) 同一の土地について、出し手から機構への農地中間管理権の設定等又は農作業の委託及び機構から受け手への賃借権の設定等又は農作業の委託を一括して行う場合は、同一の促進計画により行うことが可能です。
- (5) 機構が農地中間管理権を有する農用地等の保全管理（法第2条第3項第6号に規定する保全管理をいいます。以下同じです。）を目的として草刈り等の作業を他の者に委託する場合は、業務の委託として契約を行うべきものであり、促進計画を定める必要はありません。

3 意見聴取

- (1) 機構は、促進計画を定める場合には、あらかじめ、次に掲げる者から意見を聴取する必要があります。なお、手続の迅速化の観点から対象者への意見聴取は、同時に行うことが適当であると考えられます。
- ① 促進計画の対象となる土地が地域計画の区域内の土地である場合には、農業委員会及び市町村

② 促進計画の対象となる土地が地域計画の区域外の土地である場合には、農業委員会及び利害関係人

(2) 農業委員会は、賃借権の設定等を受けようとする者について、法第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件（①耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること、②耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、③農地所有適格法人であるか等）等を満たしているかどうかを確認した上で、機構に対し意見を提出することが適当です。要件等を確認するに当たっては、農業委員会が把握している情報を活用するほか、**参考様式1**及び**参考様式2**を適宜活用することも考えられます。

なお、手続の迅速化を図るため、農業委員会が地域計画の作成時において、当該賃借権の設定等を受けようとする者が上記要件を満たしていることを確認している場合、当該地域計画に沿った促進計画の作成時の意見聴取への回答は、農業委員会会長等の専決事項とすることも考えられます。

また、賃借権の設定等を受けようとする者が農地法第3条第1項本文に掲げる権利を有している農用地等に他の農業委員会の区域内にある農用地等が含まれている場合は、農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長、農村振興局長通知。以下「農地法関係事務処理要領」といいます。）の第1の2の（1）に準じて、当該区域を管轄する農業委員会と連携してその実情を確認することが望ましいと考えます。

(3) 市町村は、促進計画の内容が、地域計画の達成に資するものとなっているかについて意見を提出する必要があります。

(4) 利害関係人とは、促進計画により賃借権の設定等を行う農用地等のある地区（大字、集落）において農用地等の借受け等を希望する者及び当該地区の実情を熟知する者（集落の代表者等）等が考えられます。機構は、機構のホームページに当該計画について意見提出することができる期間を明示するとともに、意見提出の方法（電子メール、郵送等）を示した上で、意見募集を行うことが適当です。

なお、意見を募集する期間は、手続の簡素化と公正な手続を確保する観点から、1週間程度の期間が確保されていれば適当であると考えられます。

4 機構による申請及び都道府県知事による認可

(1) 機構は、都道府県知事に促進計画の認可の申請をしようとするときは、省令第12条第2項に規定されている添付書類のほか、農業委員会及び市町村又は利害関係人から聴取した意見を記載した書類を提出する必要があります。

また、3の（2）及び（3）のとおり、農業委員会や市町村が促進計画の内容について確認していることを踏まえて、事務処理負担の軽減の観点から、8の（4）のとおり、添付書類の省略を徹底することが求められます。

なお、機構は、省令第12条第3項各号に基づき不要としている書類を当事者からやむを得ず徴取するときは、その必要性について当事者に丁寧に説明し、理解を得た上で徴取するとともに、徴取する書類は必要最小限にとどめることが求められます。

(2) 都道府県知事は、申請のあった促進計画の内容を確認し、次に掲げる要件のいずれにも該当するときには認可をしなければなりません。

① 促進計画の内容が、基本方針及び事業規程に適合するものであること。

② 賃借権の設定等を受けようとする者が、賃借権の設定等を受けた後、次の要件（農地所有適格法人等にあつては、アに掲げる要件）を備えること。

ア 耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等を行うと認められること

イ 耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

③ 賃借権の設定等を受けようとする者が、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作等に必要な農作業に常時従事すると認められない者であるときには、次の要件を備えること。

ア その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること

イ その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいいます。）のうち一人以上の者がその法人の行う耕作等の事業に常時従事すること

④ 機構への農地中間管理権の設定等を行う場合には、設定等が行われる土地ごとに、農地法第3条第1項本文に掲げる権利を有する者の全ての同意（ただし、数人の共有に係る土地について、設定等が行われる権利の存続期間が40年を超えないものについては、当該土地の二分の一を超える共有持分を有する者の同意で足りる。）が得られていること。また、機構から賃借権の設定等を行う場合には、設定等が行われる土地ごとに受け手の同意が得られていること（現に機構から賃借権の設定等を受けている者がいる場合、その者の同意も必要）。

⑤ 促進計画に定められた土地に係る権利の設定又は移転の内容が、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可又は農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」といいます。）第15条の2の規定による開発行為の許可を必要とする場合には、それぞれの許可要件を満たすこと。この場合、農地法第4条第1項又は農振法第15条の2第1項に規定する指定市町村の区域内にある土地については、都道府県知事は当該指定市町村の長と協議する必要があります。ただし、機構が、法第18条第3項の規定により市町村から意見を聴く際に、併せて、農地転用等に関する許可要件についても意見を聴いた上で、都道府県知事に認可申請を行う場合、当該協議は不要です。

⑥ 賃借権の設定等を受ける者が法第21条第2項各号のいずれかに該当する場合には賃貸借、使用貸借又は農業経営等の委託の解除をする旨の条件がつけられていること。

(3) 機構が農地中間管理権を有する農用地等を貸し付ける場合、法第18条第10項の規定により、民法（明治29年法律第89号）第594条第2項又は第612条第1項の規定にかかわらず、貸主又は賃貸人の承諾を得ることを要しないこととなっています。

5 都道府県知事による公告

都道府県知事は、促進計画の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を、関係する農業委員会

に通知するとともに、公告する必要があります。公告があったときには、促進計画に定めるところにより権利が設定され、又は移転し、農作業の委託については、委託に係る契約が締結されたものとみなされます。

なお、認可があったことの通知を受けた農業委員会においては、農地台帳を適宜更新するものとしします。

6 農業委員会による要請

- (1) 農業委員会は、農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の基盤法第18条第1項に規定する農用地利用集積計画をいいます。以下同じです。）の決定、市町村からの事務委任による農用地利用集積計画案の作成等これまでのノウハウを活かしつつ、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第2項に基づき、現場で農用地の利用の最適化に関する活動を行っております。また、基盤法第20条第1項に基づき市町村から地域計画の目標地区の素案の作成及び提出の求めがあった場合には、当該地域計画の区域内の農用地の保有及び利用の状況、農地所有者等の農業上の利用の意向等の農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して素案を作成するとともに、同法第21条第1項に基づき地域計画の達成に資するよう農地所有者等に対して、機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促すこととされていることから、促進計画の作成が必要と認めるときは、促進計画の記載事項を示して、促進計画を定めるべきことを機構に対して積極的に要請することが適当です。

なお、農業委員会は、地域計画の区域外の土地についても、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、機構に促進計画を定めることを要請することができます。

- (2) 要請を受けた機構は、当該要請の内容を勘案して促進計画を定める必要があり、農業委員会が要請した促進計画の内容と、これを勘案して機構が定める促進計画の内容が一致するものであるとき、法第18条第3項の規定による農業委員会への意見聴取は不要となります。

また、農業委員会が要請する際に、併せて市町村が、促進計画の内容に対する意見を表明した機構宛の書面等を添付した場合であって、機構が定める促進計画の内容が当該要請の内容と一致するものであるときは、法第18条第3項に基づく機構から市町村への意見聴取が行われたものとみなします。

7 市町村等の協力

- (1) 機構は、促進計画の作成にあたり、市町村及び旧農地利用集積円滑化団体（農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に存する同法第2条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体である農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であってその事業を継続的に実施しているものをいいます。）（以下「市町村等」といいます。）に農用地等の保有及び利用に関する情報の提供等を求めることとされているほか、促進計画の案を作成して提出するよう求めることができることとされています。
- (2) 市町村は、農業委員会と同様に農用地利用集積計画の作成等のノウハウを有していること

に加え、地域計画を定め、その達成に資するよう農用地についての利用権の設定等を促進する事業（基盤法第4条第3項に規定する農業経営基盤強化促進事業をいう。）を行うものとされていることから、機構からの求めに対し積極的に協力することが期待されます。

- (3) 協力の求めを受けた市町村等が促進計画の案を作成した場合において、機構が定めようとする促進計画の内容が当該計画の案の内容と一致するものであるときは、法第18条第3項に基づく機構から市町村への意見聴取の手続が不要となるほか、市町村等は、促進計画の案の作成に当たって、農業委員会の意見を聴くことが適当であり、これにより、市町村及び農業委員会に対する意見聴取を省略することが可能です。

8 留意事項

- (1) 促進計画の作成に当たっては、関係機関で協議を行い、地域の実情を踏まえた連携体制の構築が進められています。このため、機構自らが当該計画を作成するほか、農業委員会による要請を受け、又は市町村等から当該計画の案の提出を受けて作成するなど、地域によって作成方法は異なることから、関係機関との間で申請受付のスケジュールや標準処理期間について、十分に調整を行うとともに、予め機構のホームページ等で公表するなど、利用者の利便性向上に努めてください。

(2) 認可手続の迅速化

促進計画の認可について、機構による申請から都道府県知事の認可までの手続の迅速化が図られるよう配慮してください。例えば、機構の組織内における決裁手続について、最終決裁権者を理事長その他の役員ではなく、事務局長、担当部長とすることや機構の本所から支所への決裁権限の委任等が考えられます。

(3) 地方自治法による事務移譲

都道府県知事は、促進計画の認可及び公告の事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2の規定により、条例の定めるところによって市町村の長に移譲することが可能です。この場合、都道府県知事はあらかじめ当該市町村の長に協議しなければなりません。

なお、当該条例を定める場合には、別紙3（都道府県条例の改正モデル例）を参考にしてください。

(4) 添付書類の省略

機構は、促進計画の申請に当たって、省令第12条第2項各号に規定する書類を添付する必要がありますが、次に掲げる場合にはそれぞれに定める書類の添付は不要です。

- ① 現に機構から賃借権の設定等を受けている者に対して、当該権利が設定された農用地等について再度賃借権の設定等を行おうとする場合は、その者の農用地等の利用状況、農業機械の所有状況、農作業への従事状況等に関する書類
- ② 促進計画の定めるところにより、過去に賃借権の設定等を受けた者に再度賃借権の設定等を行おうとする場合であって、定款等の内容に変更がない場合は、定款の写し等の法人に関する書類
- ③ 賃借権の設定等を受ける者について、農業委員会が農地所有適格法人であると認めた場合は、農地所有適格法人であること及びその状況等を確認するための書類

④ 賃借権の設定等を受ける者（地域計画に位置づけられた農業を担う者に限る。）について、農業委員会が耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること等の要件を備えることとなると認めた場合は、その者の農用地等の利用状況、農業機械の所有状況、農作業への従事状況等に関する書類

なお、運用に当たっては、省令第12条第3項の趣旨を踏まえ、不要な書類を添付することがないように次に掲げる事項を徹底してください。

- ・ ③については、新たに農業経営を開始しようとする法人が賃借権の設定等を受けようとする場合等、農業委員会が特に必要と認めた場合以外は、添付書類を省略すること。

- ・ ④については、賃借権の設定等を受ける者が地域計画に位置付けられていることを確認した上で、農業委員会が特に必要と認めた場合以外は、添付書類を省略すること。

また、添付書類の省略に当たっては、次に掲げる取組等により、機構、都道府県その他の関係機関の事務負担の軽減を図ってください。

- ・ 受け手ごとにチェックリストを作成すること等により省令第12条第3項各号のいずれかに該当する旨の情報を明示することで都道府県がその旨を把握できるようにすること。

- ・ ①については、耕作者、更新時期等をリスト化し、賃借権等の再設定となる案件を容易に確認できるようにすること及び賃借権等の再設定の案件をあらかじめ関係市町村へ通知すること。

(5) 機構が促進計画を作成するに当たっては、印鑑証明、住民票の写し等の提出を一律に求めることがないように、農業者等の負担軽減にも努めてください。

(6) 機構は、農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行う場合には、貸主又は賃貸人の承諾を得ることを要しないこととされていますが、当該貸付けが農地転用を伴うものである場合には、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得る必要がありますので注意してください。

(7) 機構による促進計画の認可申請を受けた都道府県知事が認可等の判断を行ったときは、機構に対しその旨を書面で回答することが望ましいと考えます。

(8) 機構が促進計画に基づき農作業の委託を行う際に、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号。以下「フリーランス法」といいます。）の適用を受けられる場合には、同法第2章及び第3章の規定に留意する必要があります（農地中間管理権を有する農用地等の保全管理を目的として草刈り等の作業を他の者に委託する場合等にもフリーランス法の適用を受けられる場合がありますのでご留意ください。）。

(9) 促進計画に係る個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）では、国の行政機関及び地方公共団体の機関が保有する個人情報について、本人の同意なく目的外利用及び外部提供を行うことを一般的に禁止しつつ、「法令に定めがある場合」等の例外的な場合にこれらの行為を行うことが許容されています。

機構は、法第18条の規定により、促進計画を定める場合には法令に基づく手続として、本人の同意なく、同条第3項の関係機関等への意見聴取を行うことができるほか、同様に都道

府県知事は、促進計画の認可をしたときには同条第7項の農業委員会への通知及び公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、その利用目的をできる限り特定するとともに、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、法第19条の規定による市町村等の機構への農用地等の保有及び利用に関する情報の提供並びに促進計画の案の作成及び提出への協力又は法第18条第11項による農業委員会の機構への促進計画の作成の要請に関し、市町村等又は農業委員会が必要な個人情報を保有するに当たっては、その利用目的をできる限り特定するとともに、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

第7 農地中間管理権に係る賃貸借等の解除（第20条及び第21条関係）

1 農地中間管理権等の解除

機構が有する農地中間管理権又は経営受託権に係る農用地等について、相当の期間を経過してもなお貸付け又は農業経営等の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき、又は災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、機構が当該農用地等に係る権利を有し続けても管理コストのみが発生することとなります。このような場合、機構は、都道府県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借、経営受託権に係る農業経営の委託の解除をすることができます。

ただし、地域計画の区域内においては、当該区域内の農用地等の効率的かつ総合的な利用に向けて、関係機関が連携して新たな受け手の掘り起こしを行い、受け手の確保に努めることが重要です。

また、締結されたとみなされた農作業の委託に係る契約（機構が委託を受けたものに限る。）についても、同様です。

2 利用状況の報告等

機構は、賃借権の設定等又は農作業の委託を受けた者に対し、次に掲げる措置を講じることができます。

- (1) 機構は、農業委員会の利用状況調査や農地パトロール、近隣住民からの通報等により、機構から賃借権の設定等又は農作業の委託を受けた者が、当該農用地等を適正に利用していないおそれがある場合には、現地を確認した上で、賃貸権の設定等又は農作業の委託の解除をするかどうかの判断に必要な限度において、農用地等の利用の状況又は農用地等に係る農業経営等の状況について、書面（電磁的記録を含みます。）により報告を求めてください。

なお、「当該農用地等を適正に利用」とは、当該農用地等がその利用目的に沿って利用されていることをいい、農地の場合には、農地の農業上の利用が確保されており、かつ、遊休化していないことを意味します。

- (2) また、機構は、(1)の報告を求めるときは、報告書の様式や提出期限等を明示して行う必要があります。

この場合、機構は、農地法関係事務処理要領の様式例第1号の7を参考に、必要な加除を

行い、利用することも可能です。

- (3) 機構は、農地法第6条の2第2項の規定による農業委員会からの通知を受けたとき、
 - (1) の報告内容等から賃借権の設定等又は農作業の委託を受けた者が農用地等を適正に利用していないと認めるとき若しくは農作業を適正に行っていないと認めるとき又は正当な理由がなく(1)の報告をしないときにおいて、都道府県知事の承認を受けて、賃貸借等の解除をすることができます。
- (4) 機構は、農業委員会が利用状況調査を実施した場合において、機構から賃借権の設定等を受けた農地について遊休農地であると判定した場合には、その利用の状況について情報提供を受けることとされており(運用通知第3の1)、これらを(1)又は(3)の参考としてください。
- (5) このほか、受け手の借賃の滞納等の信義に反した行為があった場合には、農地法第18条第1項の都道府県知事の許可を受けて賃貸借の解除をすることができます。

第8 業務の委託(第22条関係)

- (1) 機構は、農地中間管理事業の業務のうち、農地中間管理権の取得又は農業経営等の受託の決定等の業務を除き、他の者に委託することができます。
- (2) 機構が他の者に業務の委託をしようとする場合には、第4の4で定める事業規程において農地中間管理事業に係る業務の委託の基準を定めるとともに、第4の5で定める事業計画において委託しようとする者の氏名又は名称及び住所、委託しようとする業務の内容、委託の期間その他必要な事項を定める必要があります。
- (3) また、機構は、業務委託に当たっては、各経費の内訳ごとの単価の考え方を明確にする必要があります。(単価の考え方については、農地中間管理事業の業務委託に係る補助事業の適正執行について(令和5年3月28日付け4経営第3152号農林水産省経営局農地政策課農地集積・集約化促進室長通知。以下「補助事業の適正執行に係る通知」といいます。)を基本とし、これにより難しい場合には考え方を明確にした上で各機構において適正な単価を算定することも可能です。)
- (4) さらに、機構は、農地中間管理事業について帳簿を備え、必要な事項を記載する必要がありますが、農地中間管理事業に係る業務の委託については、委託契約ごとに、委託した者の氏名又は名称及び住所、委託した業務の内容及び委託に要した費用を支払った場合にあっては、その年月日及びその額を記載する必要があります。
- (5) なお、機構は、委託費用の支出に当たっては、補助事業の適正執行に係る通知に基づき、委託した業務が適正に実施されているか、業務の実施のための経費が適切に支出されているかを確認するため、実績の報告を求める際には、実績報告書の他に関係資料の提出を求めてください。確認の結果、内容に疑義がある場合にも同通知に基づき適正に対応してください。

第9 共有者不明農用地等(第22条の2～第22条の5関係)

機構は、促進計画を定める場合(存続期間が40年を超えない賃借権又は使用貸借による権利の設定を機構が受ける場合に限り)において、法第18条第2項第1号ロに規定する土地のうちに、同条第5項第4号ただし書に規定する数人の共有に係る土地であってその2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないもの(以下「共有者不明農用地等」とい

います。)であっても、共有持分を有する者の一人がいれば、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって確知することができないものを農業委員会が探索を行い、公示の経路を経て、存続期間が40年を超えない賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けることが可能です。

なお、共有者不明農用地等に係る促進計画の同意手続の特例については、別紙4のとおりです。

第10 その他（第23条～第34条関係）

1 地方公共団体との連携等

機構は、農地中間管理事業の実効性を高めるため、地方公共団体、日本政策金融公庫等と密接な連携の下に、その創意工夫を発揮して農地中間管理事業を積極的に実施する必要があります。

2 事業への協力

農地中間管理事業は、農地に関する情報の収集、整理及び提供の業務等を行う都道府県農業会議や、農業者の情報を有する農業協同組合、土地改良事業を実施する土地改良区等の農業団体及び農業への参入を希望する者に関する情報を有する日本政策金融公庫等の協力を得ることで、より円滑に実施することが可能となります。このため、これらの者は、農地中間管理事業の実施に関し機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めるものとされています。

3 農林水産大臣による評価等

農林水産大臣は、当該事業の実施状況について全国的な見地から評価を行い、その結果及び機構の取組に関する情報を公表すること等により、当該事業の効率的かつ効果的な実施に向けた取組が促進されるように努めるものとされています。

4 農業協同組合法の特例

(1) 本法においては、第18条第7項の規定による公告があった促進計画の定めるところによって賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権が設定されたことにより農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第21条第1項第1号の事由に該当することとなった農業協同組合の組合員たる個人は、正組合員たる地位を失わないものとする農業協同組合法の特例が規定されています。この際、「個人」とは、認定団体（基盤法第23条第10項に規定する認定団体をいいます。）の構成員であることその他農林水産大臣が定める基準に該当する者で当該農業協同組合の定款で定めるものに限られます。

なお、この規定は、農業協同組合法第73条第1項において準用する同法第21条第1項第1号の事由に該当することとなった法人の組合員についても適用されます。この際、「組合員」とは、認定団体の構成員であることその他農林水産大臣が定める基準に該当する者で当該農事組合法人の定款で定めるものに限られます。

(2) (1)の「農林水産大臣が定める基準」とは、「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める基準」（令和5年農林水産省告示第89号）として定めており、次のとおりです。

- ① 当該農業協同組合若しくは当該農事組合法人の地区内に住所を有すること又は当該農業協同組合若しくは当該農事組合法人が有する農業に係る事業施設を利用することが適当であると認められること。
 - ② 当該農業協同組合の准組合員である基盤法第23条第10項に規定する認定団体の構成員であること又は当該農事組合法人たる農用地利用改善団体の構成員であること。
 - ③ ①及び②のほか、当該農業協同組合又は当該農事組合法人の正組合員たる地位を継続させることが相当と認められるものであること。
- (3) 基盤法第23条第1項の規定により農用地利用規程の認定を受けた農事組合法人は、農用地利用改善事業を行うことができることとされていますが、この特例は、農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業（農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業）を行う農事組合法人を対象としています。

5 登記の特例

法第18条第7項の規定による公告があった促進計画に係る土地の登記については、農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令（令和4年政令第395号。以下「登記令」といいます。）により、不動産登記法（平成16年法律第123号）の特例が定められています。本登記事務の具体的な取扱いについては、別紙5のとおりです。

6 信託法の特例

機構が引き受ける農用地等には、その利用条件が厳しいこと等により、受け手の発見が難航することが予想されるものもあります。この場合、賃貸借により機構が農用地等を引き受ければ、受け手が見つからず管理コストのみがかかる期間が続くことにより、機構にとって負担となる一方、使用貸借により農用地等を引き受ければ、所有者は、受け手が現れた場合にも機構から金銭の支払を受けることができないこととなることから、そもそも農用地等の機構への権利の設定が進まなくなり、農用地等の適切な管理が困難になるおそれがあります。

このような場合に、農地貸付信託という権利の設定形態により、機構にとっては、農用地等の管理コストを抑えることができ、また、所有者にとっても、信託費用の支払義務を負うことにはなるものの、借り手が見つかった場合には、その賃料収入の一部について収益金として受け取ることができるというメリットがあります。

本法においては、法第27条から第29条までの規定により、信託法（平成18年法律第108号）の特例及び適用除外が規定されています。

なお、機構が特例事業として行う農用地等を売り渡すことを目的とする信託についても、これらの規定が適用されます。

7 報告徴収及び立入検査

都道府県知事は、農地中間管理事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、機構に対しその業務又は資産の状況に関し報告を求めることができるほか、職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿、書類その他の物件を検査させることができます。また、機構が他の者に委託して業務を行った場合には、機構が関係資料等を保有していないことが想定されるため、知事は、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、機構から農地中間管理事業に係る事業の委託を受けた者に対しその委託を受けた業務の状況に関し

報告を求めることができるほか、職員に、当該委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況、帳簿、書類その他の物件を検査させることができます。

附則

(令和5年3月28日付け4経営第3228号)

1 この通知は、令和5年4月1日から施行します。

附則

(令和7年4月1日付け6経営第3130号)

1 この通知は、令和7年4月1日から施行します。

附則

(令和8年3月31日付け7経営第3012号)

1 この通知は、令和8年4月1日から施行します。

(参考様式 1)

賃借権の設定等又は所有権の移転（以下「権利設定等」という。）を受ける者の農業経営の状況等

(法人以外)

整理番号	氏名又は名称	権利設定等を受ける者の世帯員の農業従事及び雇用労働力の状況 (D)		農作業従事日数		権利設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)
		世帯員	農業従事者	雇用労働力 (年間延べ労働日数)	権利設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E)	
権利設定等を受ける土地の面積 (A)	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)	権利設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)	主たる従事者		人日	
農地	農地	㎡	人	主として農業に従事する者		
採草放牧地	採草放牧地	㎡	人	従として農業に従事する者		
その他			人	その他 の 従事者	人	
農作業に従事する者の配置の状況 (G)						
市町村	氏名	住所、拠点となる場所等				
権利設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に耕作又は養畜の事業が、権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)						

(記載注意) (1) 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等（以下「本書類」という。）は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画書（以下「促進計画書」という。）中、いづれかにその添付があれば、他はその添付を要しない。

(2) (A) 欄は、同一公告に係る促進計画書中に複数の権利設定等がある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地の別にその面積を記載す

る。また、(A) 欄及び (B) 欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別の合計面積を括弧書きで記載する。

(3) (C) 欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。

(4) (D) 欄の「主たる従事者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね 150 日以上の方（自家農業労働日数が年間おおむね 150 日に達する者がいない場合は、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事する者）を、「その他の従事者」とは、主たる従事者以外でその農作業に従事する者をいう。

(5) (G) 欄の「農作業に従事する者の配置の状況」については、(A) 欄及び (B) 欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合のみ（市町村別の状況を記載）記載する（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。）。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載する。

(6) 権利設定等を受ける者の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況は、別紙に記載し、添付する。

農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。

- (11) (E) 欄の「住所」は、農事組合法人にあつては理事、合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役（以下「業務執行役員」という。）が生活の本拠としている市町村名を記載する。
- (12) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度における業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数を記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (13) (E) 欄の「年間農作業従事日数」欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員が行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。
- (14) (H) 欄の「農作業に従事する者の配置の状況」について、(A) 欄及び (B) 欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合のみ記載（市町村別の状況を記載）する（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。）。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載する。
- (15) 農地所有適格法人の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況は、別紙に記載し、添付する。

(農地所有適格法人以外の法人)

整理番号	法人の名称	権利設定等を受ける者の配置の状況 (G)				権利設定等を受ける者の農業経営の状況等 (以下「本書類」という。)は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画書 (以下「促進計画書」という。)中、いずれかにその添付があれば、他はその添付を要しない。				権利設定等を受ける法人の主な家畜の飼育状況 (E)				権利設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (F)			
権利設定等を受ける土地の面積 (A)	権利設定等を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)	農地		農地		住所	年間農業従事日数	前年実績	見込み	種類	数量	種類	数量	種類	数量		
		農地	採草放牧地	農地	採草放牧地												
		㎡	㎡	㎡	㎡												
		㎡	㎡	㎡	㎡												
雇用労働力 (年間延日数)		人日				市町村				住所地、拠点となる場所等							
農業に従事する者の配置の状況 (G)						市町村				住所地、拠点となる場所等							
権利設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業が、農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)						地域の農業における他の農業者との役割分担の状況 (I)											

(記載注意) (1) 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等 (以下「本書類」という。)は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画書 (以下「促進計画書」という。)中、いずれかにその添付があれば、他はその添付を要しない。

(2) (A) 欄は、同一公告に係る促進計画書中に複数の権利設定等がある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混雑林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地の別にその面積を記載する。また、(A) 欄及び (B) 欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別の合計面積を括弧書きで記載する。

(3) (C) 欄の「権利設定等を受ける法人の主たる生産作物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。

(4) (D) 欄の「住所」は、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、その農業に關し実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠として市町村名を記載する。

(5) (D) 欄の「年間農業従事日数」欄には、促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市

場開拓等に従事した日数も含まれる。

- (6) (G) 欄の「農作業に従事する者の配置の状況」について、(A) 欄及び(B) 欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合のみ記載(市町村別の状況を記載)する(隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。)。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載する。
- (7) 法人の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況は、別紙に記載し、添付する。

(別紙)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法 (昭和 27 年法律第 229 号)

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 3 条 (農地又は採草放牧地の権利移動の制限)	有 ・ 無
②第 4 条 (農地の転用の制限)	有 ・ 無
③第 5 条 (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)	有 ・ 無
④第 42 条 (措置命令)	有 ・ 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号)

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 15 条の 2 (農用地区域内における開発行為の制限)	有 ・ 無
②第 15 条の 3 (監督処分)	有 ・ 無

(3) 種苗法 (平成 10 年法律第 83 号)

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害 (第 20 条及び第 25 条参照)	有 ・ 無

(4) 農業取締法 (昭和 23 年法律第 82 号)

違反の対象となる規定	違反の有無
第 24 条 (使用の禁止)	有 ・ 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後 3 年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

年 月 日

農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けるに当たり、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等について、上記のとおり申告します。

氏名又は名称 _____

(記載要領)

- 1 この様式には、賃借権の設定等を受けようとする者の状況等を記載してください。
- 2 1の(1)①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 3 1の(1)②及び③については、農地法第 51 条第 1 項第 2 号から第 4 号に該当する者も含

めて記載してください。

- 4 1の(1)及び3については、申告の日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。なお、1の(1)については、違反状態が是正されたものを除きます。
- 5 1の(2)、(3)及び(4)については、申告の日現在の状況を記載してください。

(参考様式 2)

(法人以外の場合)

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト (記載例)

(農地中間管理機構から権利設定等を受ける者)	(確認者)
------------------------	-------

認可要件 (農地中間管理事業の推進に関する法律 第 18 条第 5 項)		該当 状況 (注 1)	判断理由 (注 2)
第 2 号イ	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる	○	・ 賃借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。
第 2 号ロ	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる	○	・ 賃借権の設定を受ける者は、農作業を行う必要がある日数(〇〇日)について農作業に従事すると見込まれる。

(注 1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」と記載する。

(注 2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。なお、記載している内容はあくまで例示であり、地域の実態を踏まえて記載すること。

(農地所有適格法人の場合)

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト (記載例)

(農地中間管理機構から権利設定等を受ける者)	(確認者)
------------------------	-------

認可要件 (農地中間管理事業の推進に関する法律 第 18 条第 5 項)		該当 状況 (注 1)	判断理由 (注 2)
第 2 号イ	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる	○	・ 賃借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。

(注 1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」と記載する。

(注 2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。なお、記載している内容はあくまで例示であり、地域の実態を踏まえて記載すること。

(農地所有適格法人以外の法人の場合)

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト（記載例）

(農地中間管理機構から権利設定等を受ける者)	(確認者)
------------------------	-------

	認可要件 (農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第5項)	該当 状況 (注1)	判断理由(注2)
第2号イ	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる	○	・賃借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。
第3号イ	権利設定等を受ける者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる	○	・賃借権の設定をする土地で○○○の栽培を行うためには、年○回の地域での話し合い活動への参加が必要であるが、賃借権の設定を受ける者はこれに参加するものと見込まれる。
第3号ロ	権利設定等を受ける法人の業務執行役員等のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる	○	・業務執行役員である○○が、賃借権の設定を受ける法人の行う耕作の事業に常時従事すると見込まれる。

(注1)「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」と記載する。

(注2)「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。なお、記載している内容はあくまで例示であり、地域の実態を踏まえて記載すること。

農地中間管理事業規程（参考モデル例）

1 農地中間管理事業の推進体制

- (1) 農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の策定主体であり農地行政の基本単位である市町村、目標地図（基盤法第 19 条第 3 項に規定する地図をいう。以下同じ。）の素案の作成を行う農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等との連携を密にして、地域計画の達成に向けて、一体的に業務を推進するものとする。
- (2) 機構は、農地相談員（農地の所有者等への働きかけ、貸付先の掘り起こし等、現場活動を行う機構の職員をいう。なお、必要に応じて各機構での呼称に修正。）を地域別に配置し、市町村が地域計画を策定又は変更する際には、農業者等の協議の場（基盤法第 18 条第 1 項に規定する協議の場をいう。）に積極的に参加するとともに、地域計画の策定又は変更に向けて、市町村及び農業委員会への積極的な協力を行う。
- (3) 機構は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 19 条の規定による市町村等の協力及び法第 18 条第 11 項の規定による農業委員会からの要請（以下「農業委員会の要請」という。）を活用しつつ、農地相談員による現場での調整活動を積極的に行い、農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）を作成するものとする。

2 農地中間管理事業を重点的に実施する区域

- (1) 機構は、地域計画の区域内において、農地中間管理事業を重点的に実施するものとする。
- (2) ただし、(1) の区域以外の区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の市街化区域と定められた区域（当該区域外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第 23 条第 1 項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）を除く。）でも農地中間管理事業を実施することができる。

3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準

- (1) 機構は、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める基準により農地中間管理権を

取得するものとする。

① 地域計画の区域内の農用地等

地域計画の区域内の農用地等については、地域計画の達成に向けて、遊休農地（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する農地をいう。以下同じ。）を含め、積極的に農地中間管理権を取得するものとする。ただし、当該農用地等が、目標地図において「今後検討等」とされているなど、借受希望者が明確でない場合（当該遊休農地の解消後に受け手の確保が見込まれる場合は除く。）又は 1 号遊休農地の黄色区分（注）であって、基盤整備事業による利用条件の改善が予定されていない場合はこの限りでない。

（注）現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地）のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできず、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地をいう。

② 地域計画の区域外の農用地等

地域計画の区域外の農用地等については、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があると認められる場合には、借受けを希望する者が見込まれないときを除き、農地中間管理権を取得することを検討するものとする。

（2）機構は、（1）にかかわらず、農用地等として利用することが著しく困難なものとして次に掲げるものについては、農地中間管理権を取得しないものとする。

① 農業委員会による利用状況調査（農地法第 30 条）において再生利用が困難と判定されている農地

② 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていないもの

3-2 農地中間管理権の取得の方法

（1）機構は、地域計画の区域内の農用地等においては、地域計画の達成に資するよう、農業委員会等の関係機関と連携して、地域計画の区域内の農用地等の所有者等に対し、農地中間管理権の取得に向けた協議の申し入れを積極的に行うほか、農用地等の所有者等からの申出に応じて協議を行う。この場合、農用地等の所有者等の意向を踏まえた上で、権利設定に当たっての具体的な内容（促進計画の記載事項である権利設定の始期・終期・存続期間、借賃、借賃の支払方法等）の協議を計画的に行う。

- (2) 機構は、地域計画の区域外の農用地等において、農地中間管理権を取得する際には、農業委員会の要請又は法第 19 条第 2 項の規定による市町村等からの促進計画の案の提出があった場合を基本として、農用地等の所有者等との協議を行う。
- (3) 機構は、一括方式（農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を同一の促進計画で行うことをいう。）によるほか、一括方式によらない場合であっても、機構が借受希望者に可能な限り短期間で貸し付けることができる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。
- (4) 農地中間管理権の存続期間又は残存期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう、原則として〇年以上（10 年程度以上を想定）となるようにするものとする。
- (5) 機構は、農地中間管理権の取得に当たって遊休農地の解消に向けた措置が講じられれば貸付けが行われると見込まれる場合には、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すとともに、遊休農地の解消に向けた国等の予算事業を活用し、農地の有効利用に努めるものとする。
- (6) 機構は、利用意向調査（農地法第 32 条及び第 33 条）の後、農業委員会から、機構と協議すべきことを勧告した旨の通知（同法第 36 条）、又は所有者等を確知することができない旨の通知（同法第 41 条）を受けた地域計画の区域内の農地については、「3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、速やかに申請書類を整え、整ったものから順次、農地中間管理権の裁定に係る申請（基盤法第 22 条の 7 の規定により読み替えて適用する農地法第 37 条又は第 41 条）を行うものとする。
- (7) 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業（同法第 96 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面（電磁的記録を含む。）の交付により説明を行うものとする。

3-3 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先の決定ルール）

(1) 地域計画の区域内の農用地等

機構は、地域計画の区域内の農用地等において、促進計画の策定によって農用地等の貸付先を決定するに当たっては、地域計画の達成に資するよう、基盤法第 19 条第 3 項に規定する農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（以下「農業を担う者」という。）に当該農用地等を貸し付けるものとする。また、農業を担う者以外の

者に農用地等を貸し付ける必要が生じた場合、市町村が、地域計画の変更を行った上で、当該変更後の地域計画に即して促進計画を定めることが原則となるが、次の①から③までのいずれかを満たす場合であって、当該農業を担う者以外の者への権利の設定が「地域計画の達成に資する」ことを市町村が認めた場合においては、当該農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付けることができるものとする。

- ① 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる場合や、農業を担う者がいない農用地等において農業を担う者として適当な者が見つかった場合等であって、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれるとき
- ② 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付けるとき
- ③ 農業を担う者に貸し付けるまでの間に農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける場合（地域計画の達成に支障を生じない場合に限る。）

(2) 地域計画の区域外の農用地等

- ① 機構は、地域計画の区域外の農用地等では、農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による市町村等からの促進計画の案の提出があった場合に、貸付けを行うことを基本とする。
- ② 機構は、農業委員会又は市町村等からの提出のあった促進計画の案について、次のア～エの観点について十分に確認した上で、貸付先の決定を行う。
 - ア 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資するものであること。
 - イ 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものであること。
 - ウ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものであること。
 - エ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること。
- ③ 機構は、機構のホームページに、当該計画について利害関係人が意見を提出することができる期間及び意見提出の方法（電子メール、郵送等）を明示した上で、意見聴取を行うものとする。

(3) 貸付期間

機構の貸付期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう長期とすることを基本とするが、地域の農地利用の効率化・高度化を進める上

で必要な場合には、一定期間後に農用地等の再配分ができるよう措置するものとする。

(4) 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、貸付先に対し書面（電磁的記録を含む。）の交付により説明を行うものとする。

4-1 農業経営の委託を受ける農用地等の基準

機構は、農業経営の委託が、必ずしも一般的に行われているものではないことを踏まえ、貸借を基本とした上で、やむを得ない事情により、貸借が困難であると認められる場合に農業経営の委託の協議を行うものとする。

- (1) 機構は、農業経営の受託者（機構から農業経営等の委託を受ける者をいう。以下同じ。）が特定されている場合に限り、委託者（機構に農業経営等の委託を行う者をいう。以下同じ。）と農業経営の委託の協議を行うものとする。
- (2) その他の基準については、「3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に準じるものとする。

4-2 農業経営の受託の方法

- (1) 農業経営の受託に当たっては、あらかじめ、受託者の選定及び条件調整（促進計画の記載事項である権利設定の始期・終期・存続期間、損益の算定基準、決済の相手方、決済の方法等）を行い、調整が調ったものを取り扱うこととし、委託の一括方式（委託者から機構への委託及び機構から受託者への委託を同一の促進計画で行うことをいう。以下同じ。）により取り扱うことを原則とする。
- (2) 農業経営の受託に係る権利の存続期間又は残存期間については、機構が委託者及び受託者と協議の上、決定することを原則とする。
- (3) その他の方法については、「3-2 農地中間管理権の取得の方法」に準じるものとする（3-2の（7）を除く。）。

4-3 農業経営の委託を行う方法（受託者の決定ルール）

農業経営の委託については、「3-3 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先の決定ルール）」及び「4-2 農業経営の受託の方法」に準じるものとする。

5-1 農作業の委託を受ける農用地等の基準

- (1) 機構は、地域計画の区域内の農用地等については、地域計画の達成に資する場合には、農作業を受託することができるものとする。

(2) 事業の効率的かつ効果的な実施の観点から、農作業の受託については将来的に農地中間管理権の設定に移行することが見込まれるものを対象とすることが適当であることから、機構が受託する農作業の種類については、「特定農作業受託（注）」又は「基幹三作業以上の受託」を原則とする。

(注) 「特定農作業受託」とは、受託者が、基幹三作業（水稻にあつては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては、耕起・整地、播種及び収穫、その他の農産物にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。）の全てを受託して自ら農作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売の収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託のこと。

5-2 農作業の受託の方法

- (1) 農作業の受託に当たっては、あらかじめ、受託者の選定及び条件調整（促進計画の記載事項である農作業の内容、農作業の委託に係る始期・終期・契約期間、対価、支払方法等）を行い、調整が調ったものを取り扱うこととし、委託の一括方式により取り扱うことを原則とする。
- (2) 対価の支払方法については、委託者及び受託者と協議の上、機構を経由しないで行うことを原則とする。
- (3) 促進計画に定められた農作業の経過及び結果については、受託者が書面等により作業内容ごとに記録し、受託した農作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により機構に直接報告するとともに、委託者に対してもその写しを提供する。
- (4) 促進計画の定めのない事項（例：品種、使用する農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等）は、委託者と受託者との間で適宜取り決めることとし、機構に対してもその内容を書面等により提供する。
- (5) 農作業の受託に係る契約期間については、機構が委託者及び受託者と協議の上、決定することを原則とする。

5-3 農作業の委託を行う方法（受託者の決定ルール）

農作業の委託については、「3-3 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先の決定ルール）」及び「5-2 農作業の受託の方法」に準じるものとする。

6-1 賃料の水準及び支払の方法

- (1) 機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、農地法

第 52 条の規定により農業委員会が提供する借賃の動向等を勘案しつつ、当該地域における基盤整備の状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が、所有者及び貸付先と協議の上、決定することを原則とする。

- (2) 機構が借り受けるとき及び機構が貸し付けるときの賃料の支払の方法については、機構が所有者及び貸付先と協議の上、決定することを原則とする。

6-2 委託料の水準及び決済等の方法

- (1) 機構が農業経営を受託するとき及び機構が農業経営の委託をするときの農業経営に係る損益については、委託者に帰属する。

基本的な農業経営に係る損益の計算式及び決済の方法については、「農業経営に係る販売金額（共済金等を含む。）」から「農業経営に係る受託経費（受託報酬を含む。）」を差引き、販売金額が受託経費を上回った場合は受託者から委託者へ、販売金額が受託経費を下回った場合は委託者から受託者へ差額を支払うことを原則とする。

具体的な損益の算定については、機構が委託者及び受託者と協議の上、決定することを原則とする。

- (2) 機構が農作業を受託するとき及び機構が農作業を委託するときの委託料及び支払の方法については、機構が委託者及び受託者と協議の上、決定することを原則とする。

7 農地中間管理権等の解除

- (1) 機構の有する農地中間管理権又は農業経営等の受託に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借、農業経営の受託又は農作業の委託に係る契約の解除をするものとする。ただし、地域計画の区域内においては、当該区域内の農用地等の効率的かつ総合的な利用に向けて、関係機関が連携して新たな受け手の掘り起こしを行い、受け手の確保に努めるものとする。

- ① 農地中間管理権の取得後〇年間（2～3年を想定しているが、都道府県ごとの状況を踏まえて設定）を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- ② 農用地等の貸付けの終了後〇年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- ③ 農業経営等の委託を受けてから〇か月（次期耕作開始までの期間を想定しているが、都道府県ごとの状況を踏まえて設定）を経過してもなお当該農用地の農業経営

等の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき。

- ④ 農業経営等の委託が終了してから○か月を経過してもなお当該農用地の農業経営等の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき。
- ⑤ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

(2) なお、解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、機構にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

8 農用地等の利用状況の報告等

機構は、農業委員会の利用状況調査や農地パトロール、近隣住民からの通報等により、機構から賃借権の設定等又は農作業の委託を受けた者が、当該農用地等を適正に利用していないおそれがある場合には、当該農用地等を現地確認した上で、法第21条第2項の規定により賃借権の設定等又は農作業の委託を解除する必要があるか否かの判断を行う上で必要な限度において、報告書の様式や提出期限等を明示した上で、書面（電磁的記録を含む。）により農用地等の利用状況又は農用地等に係る農業経営等の状況についての報告を求めるものとする。

9 農地中間管理事業に係る手数料の徴収（該当する場合）

機構は、農地中間管理事業の実施に当たって、手数料（その他保証金等を含む。）を徴収する必要性について、農家負担にも配慮しつつ慎重に判断するものとし、その上で徴収すると判断する場合には、①手数料の基本的な考え方、②手数料収入の用途の詳細、③金額についての算定根拠等を含む手数料徴収の方針を都道府県と協議の上で定め、これを公表するものとする。

10 農地中間管理権を有する農用地等の利用条件の改善を図る業務の実施基準

機構は、農用地等が所有者から機構に○年以上（10年程度以上を想定）の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件の改善を図る業務（法第2条第3項第5号に掲げる業務をいう。）を行うものとする。

- (1) 当該農用地等の具体的な貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件の改善を希望しているとき。
- (2) 利用条件の改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれると

き。

(3) 13 に定める研修事業の実施のために利用条件の改善が必要となったとき。

11 農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応ずるための体制

機構の主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

12 農地中間管理事業に係る業務委託の基準

- (1) 機構は、農地中間管理権の取得の決定等を除き、賃料の収受・支払、未収賃料の回収、畦畔・法面の修繕、管理耕作、研修事業の業務、利用条件改善の業務、データ管理等の業務について、必要に応じて市町村、市町村公社、農業協同組合、土地改良区等の同意を得た上で業務委託を行うことができる。
- (2) 機構は、農地中間管理事業に係る業務のうち委託しようとする業務を適切かつ確実に実施することができる者であるかどうか、相手方の能力・実績等を確認した上で、判断するものとする。
- (3) 機構は、市町村以外に業務委託を行った場合には、当該委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。
- (4) 機構は、業務委託に当たっては、各経費の内訳ごとの単価の考え方を明確にすることとする。なお、単価の考え方については、「農地中間管理事業の業務委託に係る補助事業の適正執行について（令和5年3月28日付け4経営第3152号農林水産省経営局農地政策課農地集積・集約化促進室長通知。以下「補助事業の適正執行に係る通知」という。）」を基本とし、これにより難しい場合には考え方を明確にした上で機構において適正な単価を算定することもできる。
- (5) 機構は、委託コストの削減に努めるとともに、透明性を担保する観点から、毎年度の事業計画等において委託する業務内容を明確にし、委託費用の支出に当たっては、補助事業の適正執行に係る通知に基づき、委託した業務が適正に実施されているか、業務の実施のための経費が適切に支出されているかを確認するため、実績の報告を求める際には、実績報告書の他に関係資料の提出を求めるものとする。確認の結果、内容に疑義がある場合にも同通知に基づき適正に対応するものとする。

13 農地中間管理権を有する農用地等を利用して行う研修事業の実施基準

- (1) 機構は、農地中間管理権を取得した農用地等において、新規就農希望者（農業後継

者を含む。)及び新たな分野の農業を始めようとする農業者(以下「新規就農希望者等」という。)に対する農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修の事業を行うものとする。

- (2) 機構は、研修事業を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該研修の用に供する農用地等について、新たに農地中間管理権を取得するものとする。
- (3) 研修の実施期間は、新規就農希望者等の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、研修生1名あたりおおむね〇年以内(2～3年を想定しているが、都道府県ごとの状況を踏まえて設定)とする。
- (4) 本事業は、農業経営・就農支援センター、普及指導センター、県農業大学校、農業委員会系統組織、農業協同組合、担い手組織、地域の農業事情等に精通した農業者等と連携して行い、新規就農希望者等が農業の技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。
- (5) 研修の実施に当たっては、新規就農希望者等が効率的かつ安定的な農業経営を目指し、青年等就農計画の認定を受けるよう促すものとする。
- (6) 機構は、新規就農希望者等の農業の技術又は経営方法の習得状況を見極めたうえ、当該新規就農希望者等が希望する場合は、当該研修に係る農用地等の貸付けに配慮するものとする。

14 共有者不明農用地等の対応

- (1) 機構は、共有持分を有する者の一人が判明しており、かつ、2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない農用地等について促進計画を定めようとするときは、農業委員会に対し、不確知共有者に関する情報の探索を要請するものとする。
- (2) 機構は、農業委員会に対し(1)の要請をするときは、定めようとする促進計画を併せて提出するものとする。
- (3) 機構は、農業委員会から、不確知共有者のみなし同意(法第22条の4に規定する同意をいう。)の通知があったときは、当該農用地等に係る促進計画について都道府県知事に認可申請を行うものとする。

15 遊休農地への対応

- (1) 機構は、農地法第32条又は第33条に規定する利用意向調査において、所有者等が農地中間管理事業を利用する意思を表明した農地について、農業委員会から同法第35条に基づく通知があった場合、「3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の

基準」を踏まえ、当該農地を借り受けることが必要であると判断した場合には、当該農地の所有者等に対し、当該農地に係る農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。

- (2) 地域計画の区域内で農地法第 36 条に基づき、農業委員会が機構による農地中間管理権の取得について当該機構と協議すべきことを農地の所有者等に勧告した場合において、当該勧告を受けた者との協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、機構は、「3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、速やかに申請書類を整え、整ったものから順次、基盤法第 22 条の 7 の規定により読み替えて適用する農地法第 37 条の規定に基づき、都道府県知事に対し、当該農地の農地中間管理権の設定に関し裁定を申請するものとする。なお、当該勧告に係る農地が地域計画の区域外の場合においても、「3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、申請書類を整え、整ったものから順次、同条の規定に基づき、裁定を申請することができる。
- (3) 機構は、地域計画の区域内で所有者等を確知することができない農地について、農業委員会から農地法第 41 条に基づく通知があった場合、「3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から順次、基盤法第 22 条の 7 の規定により読み替えて適用する農地法第 41 条の規定に基づき、都道府県知事に対し、当該農地の利用権の設定に関し裁定を申請するものとする。なお、当該農地が地域計画の区域外の場合においても、「3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、申請書類を整え、整ったものから順次、同条の規定に基づき、裁定を申請することができる。

16 不適正な事案が生じた場合の対応

- (1) 機構は、農地中間管理事業の実施に当たって、個人情報情報の漏えいや賃料の誤收受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに、速やかに都道府県に報告し、必要に応じて指導を仰ぐこととする。
- (2) 機構は、(1) の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について、農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。

農用地利用集積等促進計画の留意事項

第1 賃借権の設定等又は所有権の移転を受ける者について

促進計画により、賃借権の設定等又は所有権の移転を受ける者は、農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められることが必要です。

- (1) 法第18条第5項第2号イ及びロの要件は、農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「農地法処理基準」といいます。）の別紙1の第3の3（耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用していると認められるかの判断基準）及び5（耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかの判断基準）に準じて運用することとなります。
- (2) 開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての賃借権の設定等又は所有権の移転に当たっては、その賃借権の設定等又は所有権の移転を受けようとする者から開発事業計画の提出を求め、促進計画の都道府県知事の認可申請の際に添付する必要があります。

なお、農用地区域内において、農業用施設用地（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第1条に掲げる農業用施設の用に供される土地をいいます。）について賃借権の設定等又は所有権の移転を行う場合には、農振法第8条第2項第1号の農用地利用計画において農業用施設用地として用途区分されている土地が対象となります。

開発事業計画の提出は別紙2様式第1号により提出させるものとします。

- (3) 賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人以外の法人等、法第18条第2項第2号ロに規定する者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」といいます。）である場合の法第18条第5項第3号の要件は、農地法処理基準の別紙1の第3の8の（2）（農地法第3条第3項の判断基準）及び9（農地法第3条第3項の事務処理基準）に準じて運用することとなります。
- (4) 促進計画においてブロックローテーションによる賃借権の設定等を行う場合には、対象農地について、連名による権利設定をすることにより、手続を改めて行うことなく、ローテーションを行うことが可能です。

第2 設定され又は移転される権利の種類

- (1) 農地中間管理事業の実施によって設定され又は移転される権利の種類は、①賃借権、②使用貸借による権利、③農業経営の受託により取得される使用及び収益を目的とする権利（以下「経営受託権」といいます。）で農業上の利用を目的とするものです。また、特例事業の実施によって所有権の移転も対象となります。
- (2) 経営受託権とは、使用貸借による権利又は無名契約ないし混合契約による権利と考えられますが、その場合の農業経営の受委託の内容は、（ア）受託農業経営の主宰権並びに生産物の所有権及び処分権は受託者に帰属し、（イ）受託農業経営に係る損益は委託者に帰属する（すなわち、受託農業経営に係る危険負担は委託者が負う。）ものです。

また、受託農業経営に係る損益の算定方法については、「受託農業経営に係る販売金額（共済金等を含む。）」から「受託農業経営に係る受託経費（受託報酬を含む。）」を差引くことが考えられます。

第3 農地法等の特例

促進計画による賃借権の設定等又は所有権の移転に関しては、次のとおり農地法及び農振法

の特例が設けられています。

- (1) 促進計画によって農用地について賃借権の設定等又は所有権の移転が行われている場合（転用のため賃借権の設定等又は所有権の移転が行われる場合を除きます。）には、農地法第3条第1項の許可を受けることを要しません。
- (2) 促進計画によって農用地について設定され、又は移転された賃貸借については、農地法第17条本文の規定にかかわらず、その当事者が、その期間の満了の1年前から6月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしなくても解除されます。
- (3) 促進計画によって農用地について転用のための賃借権の設定等又は所有権の移転が行われる場合において、当該農用地を促進計画に定める利用目的に供するときは、農地法第5条第1項の許可を受けることを要しません。
- (4) 促進計画によって農用地区域内の土地について開発行為をするため賃借権の設定等又は所有権の移転が行われた場合において、当該土地を促進計画に定める利用目的に供するときは、農振法第15条の2第1項の許可を要しません。

第4 促進計画において定める事項

促進計画を定めることにより設定される権利等については、各筆明細のほかに共通事項として、次に例示すること等を定めることを検討してください。

- (1) 農地中間管理権の設定及び賃借権又は使用貸借による権利の設定を行う場合にあつては、借賃の変更の取扱い、修繕又は改良、障害の除去、境界の明示、附属物の設置、租税公課等の負担等について整理することが考えられます。
- (2) 農作業受委託を行う場合にあつては、受託者の善管注意義務、履行状況の確認、担保責任、金銭收受に関する事等について整理することが考えられます。
- (3) 所有権移転を行う場合にあつては、債務不履行による法律関係の解除、障害の除去、境界の明示、災害等によって利用継続が困難となった場合の取扱い、租税公課等の負担、登記に係る経費の負担等について整理することが考えられます。

別紙2様式第1号

開発事業計画書

年 月 日

農地中間管理機構理事長 殿

住所（事務所）

氏名（名称及び代表者氏名）

下記によって開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を受けたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱（令和5年3月28日）付け4経営第3228号農林水産省経営局長通知）別紙2の第1の（2）の規定によって開発事業の計画を提出します。

記

1 土地の所在地番、地目、面積等	土地の所在	地番	地目		面積	土地の所有者使用収益権者	農用地利用集積等促進計画で指定された用途	市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別	
			登記簿	現況					
計 m ² (田 m ² 、畑 m ² 、採草放牧地 m ² 、その他 m ²)									
2 開発事業計画	(1)用途								
	(2)権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	対価の支払方法等			
		設定・移転							
	(3)開発の時期及び計画の概要	工事計画		第1期（着工年月日から年月日まで）				第2期	合計
		土地造成	所要面積	m ²	切土又は盛土の土量	切土 m ²	盛土 m ²	地盤、土質の状況	
土留及び法面処理の方法									
建築物等	所要面積	m ²	建築面積	m ²	建築物等の規模及び構造				
3 被害防除措置の概要									
4 資金計画及びその調達計画									
5 その他参考となるべき事項									

(記載事項)

- (1) 1の「市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれかに含まれているかを記載する。
- (2) 「開発の時期及び計画の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画の6箇月単位で区分して記載する。
- (3) 2の(3)の「地盤、土質の状況」欄は、地盤の硬軟及び土質の砂質、粘質の別を、「土留及び法面処理の方法」欄は、例えばコンクリート擁壁を設置し、又はコンクリートで土留をし法面は芝張りをすると、「建築物等の規模及び構造」欄は、建築物にあっては、例えば床面積の合計〇〇㎡、鉄筋コンクリート二階建て等と、道路等にあっては、幅員〇〇m、延長〇〇m等簡明に記載する。
- (4) 3の「被害防除措置の概要」欄には、申請に係る開発事業の工事中及び工事完了後の廃水処理方法又は開発行為によって生じる付近の土地、作物、家畜等の被害防除措置の概要を記載する。
- (5) 4の資金の調達計画については、これを裏付ける資料を添付すること。
- (6) 5の「その他参考となるべき事項」欄には、開発後の土地の用途が農用地等以外の用途で一時利用する場合の、その復元を困難にしないための措置の概要その他参考となるべき事項を記載する。

(添付資料)

- (1) 開発事業計画に係る土地の地番を表示する図面
- (2) 開発候補地に建設しようとする建設又は施設の面積、位置又は施設物間の距離を表示する図面（縮尺5,000分の1ないし2,000分の1程度）
- (3) その他参考となるべき書類

(別紙 3)

〇〇県における事務処理の特例に関する条例 (モデル例)

(市町村が処理する事務の範囲等)

第〇条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

(別表)

事 務	市町村
○ 農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 101 号) による次の事務 (1) 第 18 条第 1 項の規定による認可 (同条第 2 項第 1 号ロ又は第 2 号ロに規定する土地が同条第 18 条第 5 項第 6 号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。) に関する事 (2) 第 18 条第 7 項の規定による通知及び公告 ((1) に規定する場合に係るものを除く。) に関する事 (注 1)	〇〇市、・・・ ※農地転用や開発行為の許可権限が移譲されていない市町村を記載する
○ 農地中間管理事業の推進に関する法律による次の事務 (1) 第 18 条第 1 項の規定による認可に関する事 (2) 第 18 条第 7 項の規定による通知及び公告に関する事 (注 2)	××市、・・・ ※農地転用や開発行為の許可権限が移譲されている市町村を記載する

(注 1) 農地の転用・農用地区域内における開発行為を伴う場合、都道府県に転用・開発行為の許可権限があるため、促進計画の認可に関する権限移譲の対象から除くことが適当と考える。

(注 2) 農地法・農振法に規定する「指定市町村」や、都道府県条例に基づき転用・開発行為の事務委任を受けた市町村は、農地の転用・開発行為を含む場合を含めて促進計画の認可に関する権限移譲が可能と考える。

共有者不明農用地等に係る農用地利用集積等促進計画の同意手続の特例

法第18条第2項第1号ロに規定する土地のうちに、同条第5項第4号ただし書に規定する数人の共有に係る土地であってその2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないもの(以下「共有者不明農用地等」といいます。)であっても、共有持分を有する者の一人がいれば、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって確知することができないもの(以下「不確知共有者」といいます。)を農業委員会が探索を行い、公示の手続を経て、機構に貸付けを行うことが可能です。この手続の留意点については、以下のとおりです。

第1 法第22条の2(不確知共有者の探索の要請)関係

法第22条の2に規定する不確知共有者に関する情報の探索の要請には、次の事項に留意してください。

1 農業委員会への不確知共有者に関する情報の探索の要請

機構は、共有持分を有する者の一人が判明しており、かつ、2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない農用地等について促進計画を定める場合には、不確知共有者に関する情報の探索を農業委員会に対して要請できます(別紙4様式第1号)。

なお、機構が定めようとする促進計画の内容は、機構を相手方とした40年間以内の賃借権又は使用貸借による権利の設定に限られます。また、設定された権利が賃借権である場合には、借賃の支払いの相手方を決めておく必要があります。この際、賃料を受け取る代表者を定め一括して支払うこととなりますが、判明している共有者が賃料の受取を希望しない場合には、供託によることも可能です。

2 不確知共有者に関する情報の探索の方法

不確知共有者に関する情報の探索の要請を受けた農業委員会は、法第22条の2第2項の政令で定める方法により不確知共有者に関する情報の探索を行って、共有者を特定します。探索を行ってもなお共有者を特定できない場合には共有者が不明であることが確定します。

具体的には、共有者不明農用地等について共有持分を有する者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不確知共有者を確知するために必要な情報(以下「不確知共有者関連情報」といいます。)を取得するため次に掲げる措置をとる必要があります。

(1) 農地中間管理事業の推進に関する法律施行令(平成26年政令第46号。以下「令」といいます。)第4条第1号により登記所(法務局等)の登記官に対し当該共有者不明農用地等の登記事項証明書を請求し、所有権の登記名義人又は表題部所有者(以下「登記名義人等」といいます。)の氏名、住所地等を確認します。

(2) 令第4条第2号において、「不確知共有者関連情報を保有すると思料される者」とは「当該共有者不明農用地等を現に占有する者」、「農地法第52条の2の規定により農業委員会が作成する農地台帳に記録された事項に基づき、当該不確知共有者関連情報を保有すると思料される者」及び「共有持分を有する者であって知っているもの」のことであり、賃借権又は使用貸借による権利の設定を行いたい旨の申出を行った者や現に賃借権が設定されている者等をいいます。令第4条第2号によりこれらの者に対し、他の当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者の氏名及び住所地等について聞き取りを行います。

また、(3)により登記名義人等の生死が確認できない場合には、知っている共有持分を有する者の直系尊属の戸籍謄本又は除籍謄本(以下「戸籍謄本等」といいます。)を請求

することにより、当該者の直系尊属と思われる登記名義人等の戸籍謄本等の確認を行います。

- (3) 令第4条第3号では、(1)により確認した登記名義人等の住所地の市町村の長に対し、住民票の写し又は住民票の除票の写しを請求します。

このほか、(2)で確認された「共有持分を有すると思料される者」についても、当該者が記録されている住民基本台帳を備えると思われる市町村の長に対し、住民票の写し又は住民票の除票の写しを請求します。ただし、住所地が明らかである場合には、それをもって代えることができます。

- (4) 登記名義人等の死亡が確認された場合には、令第4条第4号により、登記名義人等の戸籍謄本等を請求します。登記名義人等の戸籍謄本等には登記名義人等の相続人たる配偶者と子が記載されており、これらの者の記載された部分に限って最新の戸籍謄本等を確認します。

次に、確認した配偶者と子の戸籍の附票を備えると思われる市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しを請求することにより、これらの者の住所の確認を行います。

- (5) 登記名義人等が法人である場合には、登記所（法務局等）の登記官に対して法人の登記事項証明書を請求することにより、法人の所在地を確認します。また、合併により解散した場合にあっては、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思われる登記所（法務局等）の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を請求することにより、合併後の法人の所在地を確認します。その他合併以外の理由により解散していることが判明した場合には、当該法人の登記事項証明書に記載されている清算人（取締役等）を確認し、書面の送付などの措置によって、不確知共有者関連情報の提供を求めます。

- (6) 令第4条第5号では(1)から(5)までの措置により住所が判明した当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と思料される者（(5)の場合は法人の所在地又は役員の住所）に対して、別紙4様式第2号により簡易書留による書面の送付を行い、共有持分を有する者を特定します。なお、住所地が当該農用地と同一市町村内の場合には、訪問により代えることは差し支えありませんが、訪問の記録を残してください。

- (7) (6)による書面の送付後、2週間経過しても不確知共有者から返信がない場合には、当該不確知共有者を不明者として扱い、更なる聞き取りや現地調査は不要です。

第2 法第22条の3（共有者不明農用地等に係る公示）関係

法第22条の3に規定する共有者不明農用地等に係る公示には、次の事項に留意してください。

1 共有持分を有する者への同意の取得

農業委員会は、共有持分を有する者であって知れているものの全てに対し、機構が定めようとする促進計画（機構に対して、40年以内の賃借権又は使用貸借による権利を設定することを内容とするものに限る。）への同意を取得してください。

2 不確知共有者への同意の取得

第2の1のうち、法第22条の2第1項の規定による要請に係る探索によって判明した共有持分を有する者については、令第4条第5号の規定により共有持分を有する者を特定する際（第1の2の(6)）に、簡易書留による書面の送付又は訪問に併せて、同意の取得を行って下さ

い。

このとき、令第4条第5号の規定による書面の送付を行う際には、次の事項を書面に記載するとともに、機構が定めようとする促進計画への同意について書面により確認してください。また、同意しない場合には、当該農用地等の活用の意向について書面により返信を求めてください（別紙4様式第2号の別紙）。

- (1) 当該促進計画に反対する場合であっても、自ら耕作する等により当該共有者不明農用地等の活用を行わない場合には、農地法第41条第1項に基づく都道府県知事の裁定により、最終的に機構に利用権が設定される可能性があること。
- (2) 2週間以内に返信がない場合には、2か月間の公示を経て、機構に賃借権又は使用貸借による権利が設定される可能性があること。

3 同意が得られない場合の取扱い

- (1) 自ら耕作を行う等、当該共有者不明農用地等について活用の意向を表明する者が現れた場合には、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって知れているものの全ての同意を得たといえないことから、機構に対して賃借権又は使用貸借による権利の設定はできませんので翌年以降の農地法第30条に基づく利用状況調査により、当該意向を表明した者が、意向どおりに活用を図っているかどうかについて確認してください。
- (2) 当該共有者不明農用地等について、活用の意向がなく、かつ、同意が得られない者がいる場合には、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって知れているものの全ての同意を得たといえないことから、本手続によっては機構に対して賃借権又は使用貸借による権利の設定はできませんが、この場合は、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第78条第1号に規定する耕作の事業に従事する者が不在となる農地に該当するため、農地法第32条の規定による公示を行ってください。なお、その際には、再度不確知共有者を探索する必要はありませんので（農地法施行規則第74条の2）、すぐに公示を行ってください。

4 共有者不明農用地等に係る公示

農業委員会は法第22条の2第1項の規定による要請に係る探索を行ってもなお共有者不明農用地等について、2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないときは、法第22条の3に基づき、当該共有者不明農用地等について、共有持分を有する者であって知れているものの全ての同意を得て、促進計画案等の公示を2か月間行います（別紙4様式第3号）。

公示内容は、以下のとおりです。

- (1) 共有者不明農用地等の所在、地番、地目及び面積
- (2) 共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない旨
- (3) 共有者不明農用地等について、促進計画の定めるところによって機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける旨
- (4) (3)に規定する権利の種類、内容、始期、存続期間並びに当該権利が賃借権である場合にあっては、借賃並びにその支払の相手方及び方法
- (5) 不確知共有者は、公示の日から起算して2か月以内に、その権原を証する書面を添えて農業委員会に申し出て、促進計画又は(3)及び(4)に掲げる事項について異議を述べることができる旨（別紙4様式第3号の様式例を参照）
- (6) 不確知共有者が(5)に規定する期間内に異議を述べなかったときは、当該不確知共有者

は促進計画について同意をしたものとみなす旨
公示については、各同意市町村のホームページにおいても掲載するとともに、当該ホームページのURLを速やかに国に報告してください。

第3 法第22条の4（不確知共有者のみなし同意）関係

法第22条の4に規定する不確知共有者のみなし同意には、次の事項に留意してください。
不確知共有者が公示期間内に異議を述べなかったときは、当該不確知共有者は、促進計画に同意したものとみなされます。

その際、農業委員会は1週間以内を目途に機構にその旨を通知してください（別紙4様式第4号）。

農業委員会から通知を受けた機構は、促進計画を都道府県知事に認可申請してください。

第4 機構関連事業に係る説明について

機構が農地中間管理権を取得する場合には、法第8条第3項により、機構が、その農用地等の所有者に対して、「機構関連事業（土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業（同法第96条の4第1項において準用する場合を含みます。））をいいます。以下同じです。）が行われる可能性がある旨」の説明を行うことが義務づけられています。

これについて、機構は、促進計画の公告までの間に、分かっている共有者に対して、「機構関連事業が行われる可能性がある旨」を書面（電磁的記録を含みます。）の交付により説明を行ってください。

不確知共有者への説明については、市町村への業務委託を通じて、農業委員会に事務委任することが可能です。この場合には、第2の4の農業委員会の公示の際に併せて、「機構関連事業が行われる可能性がある旨」を公示することをもって、これらの不明な共有者にも説明がなされたものと取り扱います。

別紙4様式第1号

共有者不明農用地等の不確知共有者の探索の要請

年 月 日

農業委員会会長 殿

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名

下記の共有者不明農用地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるため、同法第22条の2第1項の規定に基づき、共有者不明農用地等について不確知共有者の探索を要請します。

記

[共有者不明農用地等の所在等]

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積（㎡）	設定しようとする権利の種類

(備考)

- 1 共有地不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 農用地利用集積等促進計画案を添付してください。
- 3 その他農地中間管理機構が収集した不確知共有者関連情報を提供してください。

別紙4様式第2号

共有者不明農用地等に係る農用地利用集積等促進計画への同意について

年 月 日

住所：

氏名： 殿

農業委員会会長

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号）では、所有者（二分の一以上の共有持分を有する者）が分からない農用地等であっても、共有者の一人が判明していれば、農業委員会の探索・公示を経て農地中間管理機構に農用地等を貸し付けることが可能となる措置が講じられています。

今般、下記の共有者不明農用地等については、地域の担い手等による利用の意向があったことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の2第2項に基づき、不確知共有者に関する情報の探索を行いました。その結果、貴殿が共有持分を有する可能性があることが判明したことから本書類をお送りしております。

〇〇県農地中間管理機構では、当該農用地等について、地域の農用地等を保全・活用していく観点から、別添の農用地利用集積等促進計画により借り受けることを検討しており、当農業委員会では〇〇県農地中間管理機構からの要請を受けて、共有持分を持つ方への当該計画への同意の可否を確認しております。

つきましては、別紙により、

①当該農用地利用集積等促進計画に同意する

②当該農用地利用集積等促進計画には同意しないが、自ら耕作する等により農用地等の活用を行う。

③当該農用地利用集積等促進計画に同意せず、かつ、自らによる農用地等の活用も予定していない

のいずれかを御回答下さい。

なお、③をご選択いただいた場合には、当該農用地等が遊休化することを防止するため、農地法第41条第1項の規定による都道府県知事の裁定により、最終的に農地中間管理機構に利用権が設定される可能性があることにご留意下さい。

以上を踏まえて、別紙に必要事項を記入の上、〇月〇日（※）までに返送してくださいますようお願いいたします。

（注）

- ・ 期限までに返信がない場合には農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の3に基づく2か月間の公示を経て、当該農用地利用集積等促進計画に従い、〇〇県農地中間管理機構に賃借権又は使用貸借による権利が設定される場合があります。
- ・ 農用地利用集積等促進計画による貸付けが行われた場合には、〇〇県農地中間管理機構から代表者である〇〇氏に賃料をお支払いすることとなりますが、貴殿にも当該農用地に係る費用（固定資産税や水利費等）を差し引いた金額のうち持分相当分について請求権がございますので、追って〇〇氏とご相談下さいますようよろしくお願ひします。

記

[共有者不明農用地等の所在等]

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃	借賃の相手方	方法

【参考】所有者不明農地に係る都道府県知事の裁定制度について

農地法上、遊休農地又はそのおそれのある農地であって、その所有者が分からない（共有持分の過半を有する者が分からない）場合には、農業委員会による公示等を経て、都道府県知事が農地中間管理機構に利用権を設定する旨の裁定を行えることとなっております。

今般、上記の共有者不明農用地等について、添付の農用地利用集積等促進計画に同意いただかず、かつ、当該農用地の活用の予定もない場合には、当該農用地が上記裁定制度における遊休農地となるおそれのある農地に該当することとなります。そのため、都道府県知事の裁定を経て最終的に農地中間管理機構に利用権が設定される場合があります。

(備考)

- 1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 農用地利用集積等促進計画案を添付してください。
- 3 ※については、書面の送付後2週間を経過した日を記載してください。
- 4 地域の農用地等の利用に関する文書（地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）等）があれば添付してください。

別紙

共有者不明農用地等に係る農用地利用集積等促進計画への同意について（回答）

年 月 日

住所

氏名

電話番号

私は、下記共有者不明農用地等について、共有持分を有しており、○年○月○日付で○○農業委員会会長から発出された「共有者不明農用地等に係る農用地利用集積等促進計画への同意について」について、下記のとおり回答します。

記

共有者不明農用地等の 所在・地番	地目	面積（㎡）	回答（以下の選択肢の番号（④ の場合は、具体的内容）を記入）

【回答の選択肢】

- ① 上記「共有者不明農用地等に係る農用地利用集積等促進計画への同意について」に添付された農用地利用集積等促進計画に同意します。
- ② 上記「共有者不明農用地等に係る農用地利用集積等促進計画への同意について」に添付された農用地利用集積等促進計画に同意しません。また、上記の共有者不明農用地等については、自ら耕作する等により利用の増進を図ります。
- ③ 上記「共有者不明農用地等に係る農用地利用集積等促進計画への同意について」に添付された農用地利用集積等促進計画に同意しません。また、上記の共有者不明農用地等について、自ら利用する予定はありません。
- ④ その他

注：当該農用地等について、活用の意向がない場合、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による都道府県知事の裁定により、○○県農地中間管理機構に農地中間管理権の設定が行われる可能性があります。

（記載要領）

- 1 回答者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載して下さい。

（備考）

- 1 必要に応じ、行を加除することができます。

別紙4様式第3号

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、〇〇県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

年 月 日

農業委員会会長

記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃	借賃の相手方	方法

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

- (2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。
- (3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
- (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。
- (5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方向的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること

(備考)

- 1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。
- 3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

様式例

法第22条の3第5号に基づく異議の申出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

住所：

氏名：

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第22条の3第5号の規定により、下記共有者不明農用地等の共有持分を有することを申し出るとともに、下記共有者不明農用地等に係る公示に対して異議があることを申し出ます。

記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積（㎡）

2 本申出の趣旨

--

3 権原を証する書類（別添）（※）

(1)

(2)

※ 権原を証する書類は、戸籍謄本等当該共有者不明農用地等について共有持分を有することを証する書類を添付願います。

(記載要領)

1 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

2 「本申出の趣旨」については、異議の具体的な内容について記載してください。

(備考)

1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

2 なお、異議については、必要事項が記載されていれば本様式によらず申し立てることが可能です。

別紙4様式第4号

共有者不明農用地等に係る公示の結果に関する通知

年 月 日

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第22条の3の規定に基づき公示した下記の共有者不明農用地等については、公示の結果、不確知共有者からの異議の申出がなかったことを通知いたします。

記

[共有者不明農用地等の所在等]

共有者不明農用地等の 所在・地番	地目	面積（㎡）	設定したい権利の種類

(備考)

- 1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 公示した農用地利用集積等促進計画を添付してください。

農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例についての取扱い

第1 機構による申請の範囲

- 1 法第18条第8項の規定により所有権が移転した場合における所有権の移転の登記（既登記の所有権が移転した場合）又は所有権の保存の登記（未登記の所有権が移転した場合）は、機構が申請しなければなりません（登記令第4条及び第5条）。
- 2 機構が、1の所有権の移転の登記又は所有権の保存の登記を申請する場合において、必要があるときは、その前提として次に掲げる登記を当該各号に定める者に代わって申請することができます（登記令第2条）。
 - (1) 土地の表題登記 所有者
 - (2) 土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記 表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はそれらの相続人その他の一般承継人
 - (3) 所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記 所有権の登記名義人又はその相続人その他の一般承継人
 - (4) 所有権の保存の登記 表題部所有者の相続人その他の一般承継人
 - (5) 相続その他の一般承継による所有権の移転の登記 相続人その他の一般承継人
- 3 次に掲げる登記は、登記令に基づき機構が申請することはできないので、促進計画を作成する前に、当該登記を不動産登記法に基づき関係者が申請するものとしてください。
 - (1) 一筆の土地の一部につき所有権を移転しようとする場合における分筆の登記又は甲地を乙地に合併する場合における合筆の登記
 - (2) 土地の所有権を移転した者が所有権の登記名義人、登記記録の表題部に所有者として記録された者又はそれらの者の相続人以外の者である場合における当該土地の所有権を移転した者のための当該所有権の移転又は当該所有権の保存の登記
 - (3) 売買等により所有権の移転の登記がなされた後に当該売買等が解除されたが、当該所有権の移転の登記の抹消が未了の土地につき、法第18条第8項の規定により所有権を移転しようとする場合における当該所有権の移転の登記の抹消等

第2 代位登記の申請

- 1 登記令第2条の規定による代位登記は、促進計画の定めるところに従い所有権の移転の効果が生じた日（一般的には、促進計画に定める対価の支払期限までに対価が支払われ、当該計画に定める所有権の移転の時期が到来したときです。）から行うことができますが、登記は、所有権の移転について第三者に対する対抗力を与え、促進計画に係る所有権の移転の手続を完結させるものであることから、機構は、速やかに登記の申請を行う必要があります。
- 2 代位登記の申請は、次に掲げる登記ごとに、次に掲げる様式及び添付情報（電子申請にあつては、申請情報及び次に掲げる添付情報）により行います。なお、全ての場合において、申請人たる機構の会社法人等番号の提供も必要となります（不動産登記令（平成16年政令第379号）第7条第1項第1号イ）。
 - (1) 土地の表題登記 **別紙5様式第1号**
添付情報は以下のとおりです（不動産登記令第7条及び別表の4の項）。

- ア 代位原因を証する情報としての促進計画の謄本又は抄本及び法第18条第7項の規定による公告があったことを証する情報
- イ 所有権を有することを証する情報
- ウ 所有権を取得した者の住所を証する情報（個人にあつては住民票の写し、法人にあつては会社法人等番号等）
- エ 土地所在図
- オ 地積測量図

イの所有権を有することを証する情報とは、前所有者の所有権を有することを証する情報を含み、これは公有水面埋立に係る土地であれば、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条の規定による竣功認可書、それ以外の土地については、官庁又は公署の証明書のほか、所有権の取得を証するに足りる情報です（不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達）第71条）。

(2) 土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記 **別紙5様式第2号**

添付情報は以下のとおりです（不動産登記令第7条及び別表の6の項）。

- ア 代位原因を証する情報としての促進計画の謄本又は抄本及び法第18条第7項の規定による公告があったことを証する情報
- イ 地積測量図（地積変更（更正）の場合に限る。）
- ウ 相続その他の一般承継があったことを証する情報（相続人その他の一般承継人に代わって申請する場合に限る。）

ウの相続その他の一般承継があったことを証する情報とは、個人にあつては戸籍（又は除籍）の謄本又は抄本、その他必要に応じ、遺産分割協議書（印鑑登録証明書添付）等、法人にあつては会社法人等番号や法人合併の記載がある商業・法人登記の閉鎖登記簿謄本等です。

(3) 所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記 **別紙5様式第3号**

添付情報は以下のとおりです（不動産登記令第7条及び別表の23の項）。

- ア 代位原因を証する情報としての促進計画の謄本又は抄本及び法第18条第7項の規定による公告があったことを証する情報
- イ 変更（更正）を証する情報
- ウ 相続その他の一般承継があったことを証する情報（相続人その他の一般承継人に代わって申請する場合に限る。）

イの変更（更正）を証する情報とは、個人にあつては住所変更の場合は住民票の写し、氏名変更の場合は戸籍謄本又は抄本、法人にあつては会社法人等番号等、錯誤にあつてはこれを証する情報です。

また、書面により代位登記の申請を行う場合、当該申請書には、登録免許税の額に相当する金額の収入印紙等を貼付する必要がある、電子申請による場合、電子納付により納付することができます。

(4) 所有権の保存の登記 **別紙5様式第4号**

添付情報は以下のとおりです（不動産登記令第7条及び別表の28の項）。

- ア 代位原因を証する情報としての促進計画の謄本又は抄本及び法第18条第7項の規定による公告があったことを証する情報
- イ 所有権を取得した者の住所を証する情報（個人にあつては住民票の写し、法人にあつては会社法人等番号等）

ウ 相続その他の一般承継があったことを証する情報

(5) 相続その他の一般承継による所有権の移転の登記 **別紙5様式第5号**

添付情報は(4)と同様です(不動産登記令第7条及び別表の30の項)。

3 2の登記の申請情報の添付情報のうち代位原因を証する情報としての促進計画の謄本又は抄本及び法第18条第7項の規定による公告があったことを証する情報については、登記令第4条に基づく所有権の移転の登記又は登記令第5条に基づく所有権の保存の登記を申請する場合の添付情報と同様であるので、当該登記の申請を同時に行う場合には、「後件添付」として添付を省略しても差し支えありません(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第37条)。

4 代位登記の申請の方法

同一の促進計画に基づき数個の不動産について書面により代位登記の申請を行う場合の取扱いは、以下のとおりです。

(1) 不動産登記令第4条の例外として、①土地の表題登記、②土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記、③所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記については、登記原因又は登記の目的が同一でないときでも①から③までの各登記ごとに同一の申請書ですることができます(不動産登記令第四条の特例等を定める省令(平成17年法務省令第22号)第24条)。

(2) 所有権の保存の登記については、登記原因は存在せず、登記の目的は全て「所有権の保存」で同一であることから、登記を受ける者が同一人である限り、同一の申請書ですることができます(不動産登記令第4条)。

ただし、代位登記と既登記の所有権の移転の登記又は未登記の所有権が移転した場合の登記とを同一の申請書で行うことはできません。

(3) 代位登記の申請は、登記申請書を提出する方法によることのほか、電子申請によることも可能です。

5 登記識別情報の通知

2の(4)及び(5)について、登記識別情報の通知を受けた機構は、遅滞なく、これを登記権利者に通知しなければなりません(登記令第3条第2項)。

第3 所有権の移転の登記又は所有権の保存の登記の申請

1 法第18条第8項の規定により所有権が移転した場合、機構は、速やかに、既登記の所有権の移転の登記又は未登記の所有権が移転した場合の登記を申請しなければなりません(登記令第4条及び第5条)。

2 機構は、登記を申請する上で必要となる添付情報のうち、登記権利者が自ら取得すべきもの(後記第5の2参照)について、添付情報名を明示した上で提出を求めるものとします。登記権利者は、機構からの求めに応じ、必要な添付情報を提出してください。

3 登記の申請は、次に掲げる登記ごとに、次に掲げる様式及び添付情報(電子申請にあっては、申請情報及び次に掲げる添付情報)により行います。なお、全ての場合において、申請人たる機構の会社法人等番号の提供も必要となります(不動産登記令第7条第1項第1号イ)。

(1) 既登記の所有権の移転の登記 **別紙5様式第6号**又は**別紙5様式第7号**

添付情報は以下のとおりです（登記令第6条及び不動産登記令別表の30の項）。

ア 促進計画の謄本又は抄本

イ 法第18条第7項の規定による公告があったことを証する情報

ウ 登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報（機構が登記義務者となる場合を除く。**別紙5様式第8号**）

エ 登記権利者の住所を証する情報（個人にあっては住民票の写し、法人にあっては会社法人等番号等）

また、書面により登記の申請を行う場合、当該申請書には、登録免許税の額に相当する金額の収入印紙等を貼付する必要がある、電子申請による場合、電子納付により納付することができます。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第77条又は第77条の2（後記第6の3参照）の適用を受け、一〇／一〇〇〇の登録免許税を納付する場合は、農業経営基盤強化促進法等に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて（平成6年1月25日付け6構改B第1号農林水産省構造改善局長通知）に定める証明書を添付する必要があります。

登記申請情報の作成に当たっては、登記原因は「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画による売買」等と記載し、登記原因の日付は、促進計画に定める所有権の移転の時期を記載します。

（2）未登記の所有権が機構に移転した場合の登記 **別紙5様式第9号**

添付情報は、（1）と同様です（登記令第6条及び不動産登記令別表の28の項）。

また、所有権を移転する者の住所又は氏名の変更等により、登記記録の表題部に所有者として記録された者の表示と一致しなくなっている場合には、その変更（更正）を証する情報（第2の2の（3）の変更（更正）を証する情報と同じ。）を添付する必要があります。

なお、未登記の所有権が機構に移転した場合の登記においては、登記原因及びその日付の記載を要しません（不動産登記法第76条第1項）。

4 登記の申請の方法

（1）所有権の移転の登記

同一の促進計画に基づき数個の不動産について所有権の移転の登記を申請する場合には、登記権利者が同一人であるときに限り、登記原因又は登記の目的が同一でないときでも同一の申請書ですることができます（不動産登記令第四条の特例等を定める省令第26条）。

ただし、登記権利者が同一人である場合であっても、機構が登記義務者となる場合で、同一の促進計画に租税特別措置法第77条の適用を受ける土地とそれ以外の土地が含まれるときには、原則として、申請書をそれぞれごとに作成し、申請することとしてください。

この場合、それぞれの申請における添付情報は共通であることから、これらの申請を同時に行うときには、一方の申請書に添付情報が添付されていれば、もう一方の申請書については、添付情報欄に「前件添付」と記載することで、添付情報の添付を省略することができます（不動産登記規則第37条）。

なお、登記権利者が同一である土地の筆数が少ない等の理由から、租税特別措置法第77条の適用の有無により別々に申請することが必ずしも必要でないと考えられる場合に、別途登記官と申請方法について調整することは差し支えありません。

（2）所有権の保存の登記

未登記の所有権が機構に移転した場合の所有権の保存の登記については、登記権利者が機

構に限られることから、同一の申請書ですることができます（第2の4の（2）参照）。

ただし、所有権の移転の登記と所有権の保存の登記とは同一の申請書ですることができません。

（3）その他

登記の申請は、登記申請書を提出する方法によることのほか、電子申請によることも可能です。

5 登記識別情報の通知

機構は、所有権の移転の登記又は所有権の保存の登記に係る登記識別情報の通知を受けたときは、遅滞なく、これを登記権利者に通知しなければなりません（登記令第7条第2項）。

第4 代位登記の申請と既登記の所有権の移転の登記又は未登記の所有権が移転した場合の登記の申請との関係

1 代位登記の申請と既登記の所有権の移転の登記又は未登記の所有権が移転した場合の登記の申請との関係で留意すべき点は、次のとおりです。

（1）表題登記のない土地の所有権が機構に移転した場合

機構が、不動産登記法第36条に規定する土地の所有権を取得した者として、同条に基づき土地の表題登記の申請を行い、次に機構を登記名義人とする所有権の保存の登記の申請を行います。

（2）土地の表題登記はあるが、所有権についての登記がない場合

ア 所有権を移転した者が表題部に所有者として記録されたものである場合には、直接機構を登記名義人とする所有権の保存の登記の申請を行います。

イ 所有権を移転した者が表題部に所有者として記録された者の相続人である場合には、相続人に代位して所有権の保存の登記を申請し、次に機構を登記名義人とする所有権の移転の登記の申請を行います。

ウ 所有権を移転した者が表題部に所有者として記録された者以外の者（イの相続人の場合を除く。）である場合には、第1の3の（2）のとおり、申請による代位登記をすることはできないので、その者が自己のために所有権の取得の登記を行う必要があります。当該登記完了後、はじめて、機構は、機構を登記名義人とする所有権の移転の登記を申請することができます。

2 代位登記の申請及びそれに続く、所有権の移転の登記又は所有権の保存の登記の申請は、できる限り一括して行うことが適当です。この場合の添付情報については、第2の3によることが適当です。

第5 市町村等の協力

1 機構は、促進計画（所有権移転を含む）を定める場合、法第19条第1項の規定に基づき市町村等に対し協力を求めることとしています。所有権の移転に係る促進計画を定める場合、当該促進計画の公告後速やかに登記を申請できるよう、機構が登記の申請を行うこと及びその際に必要となる添付情報をあらかじめ準備し始めておくことについて、所有権の移転をする者又は所有権の移転を受ける者に対し説明するよう、市町村等に協力を求めることが適当です。

2 1の協力を求められた市町村等は、促進計画の同意を得る機会等を活用し、所有権の移転を

する者又は所有権の移転を受ける者に対し、必要となる添付情報及びその取得方法について、書面等により説明してください。それぞれが準備すべきと考えられる添付情報は、以下のとおりです。

(1) 所有権の移転をする者（登記義務者）

ア 登記義務者の承諾を証する情報

イ 固定資産評価証明書

(ウ 代位登記が必要な場合には、各代位登記に必要な添付情報)

(2) 所有権の移転を受ける者（登記権利者）

ア 住所を証する情報（個人にあつては住民票の写し、法人にあつては会社法人等番号等）

イ 登録免許税の額に相当する金額の収入印紙等

(ウ 登録免許税の税率の軽減措置の対象となる場合には、その旨の証明書)

3 促進計画の謄本又は抄本及び法第18条第7項の規定による公告があったことを証する情報については、促進計画の作成主体である機構が、公告主体である都道府県から取得することが適当です。都道府県は、促進計画を認可し、その旨を機構に通知する際に、当該促進計画が所有権の移転に関するものである場合には、裏書をする等により都道府県が発行したものであることを証明した上で、当該促進計画の謄本又は抄本及び法第18条第7項の規定による公告があったことを証する情報を添付してください。

第6 その他

1 登記令では、登記の申請は、機構が行うこととなっていますが、機構は、公共嘱託登記司法書士協会又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会に登記の申請を嘱託することができます（司法書士法（昭和25年法律第197号）第68条及び第69条、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第63条及び第64条）。

2 機構が登記令に基づいて行う登記の申請に必要な経費は、登記権利者に負担を求めることができます。

3 次に掲げる登記については、機構が申請する場合であっても、登記を受ける者がそれぞれ次に掲げる額の登録免許税を納付しなければならないこととされています。

(1) 登記令第2条第3号に基づく所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の代位登記又は更正の代位登記 土地一筆につき千円（登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第1の1の(14)）

(2) 登記令第2条第4号に基づく所有権の保存の代位登記 固定資産課税台帳に登録された当該土地の価格の四／一〇〇〇（登録免許税法別表第1の1の(1)）

(3) 登記令第2条第5号に基づく相続その他の一般承継による所有権の移転の代位登記 固定資産課税台帳に登録された当該土地の価格の四／一〇〇〇（当該所有権の移転が相続又は法人の合併による場合。登録免許税法別表第1の1の(2)のイ）又は二〇／一〇〇〇（登録免許税法別表第1の1の(2)のハ）

(4) 登記令第4条に基づく所有権の移転の登記 固定資産課税台帳に登録された当該土地の価格の二〇／一〇〇〇（登録免許税法別表第1の1の(2)のハ）、一五／一〇〇〇（当該所有権の移転が売買による場合。租税特別措置法第72条第1項第1号）、又は一〇／一〇〇〇（租税特別措置法第77条又は第77条の2）

(5) 登記令第5条に基づく所有権の保存の登記 固定資産課税台帳に登録された当該土地の価格の四／一〇〇〇（登録免許税法別表第1の1の(1)）

この場合において、登記を受ける者は、当該登記につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国（収納機関たる日本銀行、国税の収納を行うその代理店及び郵便局）に現金納付する場合は当該納付に係る領収書を機構に提出し、印紙納付を行う場合は登録免許税の額に相当する金額の収入印紙を機構に提出することとなります（登録免許税法第21条及び第22条）。

4 機構は、促進計画を定めようとする場合において、当該計画に係る事項が登記記録上の表示と異なるときは、後日の登記の申請等との関係もあり、事前に必要な情報（土地測量図、相続を証する書面等）を提出させることが適当です。

5 促進計画に係る土地上に存在する農業用施設（不動産登記の対象となる建物）について、当該計画に基づく当該土地の取得に合わせて、これと時期を同じくして売買等により取得した場合、その登記は、不動産登記法第60条に基づき、売主及び買主が共同してその登記を申請することとなります。

この点、当該建物の権利変動についても、当該土地と共に可能な限り速やかに登記がされることが望ましいところ、機構は次のとおりその協力を行うことが適当です。

(1) 機構は、促進計画の作成段階において、当該土地及び建物に係る登記の状況を確認し、当該建物に係る登記の意向を関係者に確認します。

(2) 機構は、当該建物の登記の申請に必要な手続について、関係者から協力の求めがあった場合には、以下の例により、その協力を努めてください。

(協力の例)

- ・ 促進計画に基づく土地の登記の申請の手続に関わって取得した資料等を求めに応じて可能な範囲で提供すること
- ・ 管轄登記所及び最寄りの登記手続案内窓口の紹介
- ・ 登記申請書の記入に係る一般的な留意事項の教示
- ・ 司法書士又は土地家屋調査士の紹介窓口（各都道府県司法書士会又は各都道府県土地家屋調査士会）の案内

別紙5様式第1号 (表紙)

(登記令第2条第1号 土地の表題登記)

登 記 申 請 書

登記の目的 土地の表題登記
 所有者 (被代位者) 別紙記載のとおり
 代位者 (農地中間管理機構の主たる事務所・名称)
 代位原因 農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令第2条
 添付書類 ア 代位原因を証する情報
 (ア) 農用地利用集積等促進計画の謄本又は抄本
 (イ) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつたことを証する情報
 イ 所有権を有することを証する情報
 ウ 所有権を取得した者の住所を証する情報 (個人にあつては住民票の写し、法人にあつては会社法人等番号等。以下同じ。)
 エ 土地所在図
 オ 地積測量図
 カ 申請人の会社法人等番号
 但し、アについては後件添付

令和 年 月 日 申請

地方法務局 何出張所 (支局)

申請人 (農地中間管理機構の主たる事務所・名称) 代表理事 何某 (印)
 (会社法人等番号 123456789012)

(別紙)

土地の表示				登記原因及び その日付	所有者
何 郡 何 町					
丁目・大字・字	①地番	②地目	③地積㎡		
字甲		田	100	不 詳	何郡何町大字丙 1 番地 甲 某
字丙		田	200	令和3年4月4日 公有水面埋立	何郡何町大字丁 5 番地 株式会社乙某 会社法人等番号 123456789012

別紙5様式第2号 (表紙)

(登記令第2条第2号 土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記)

登記申請書

登記の目的 土地の表題部の登記事項に関する変更(更正)
 所有者 (被代位者) 別紙記載のとおり
 代位者 (農地中間管理機構の主たる事務所・名称)
 代位原因 農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令第2条
 添付書類 ア 代位原因を証する情報
 (ア) 農用地利用集積等促進計画の謄本又は抄本
 (イ) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があったことを証する情報
 (イ 地積測量図)
 ウ 申請人の会社法人等番号
 但し、アについては後件添付

令和 年 月 日 申請

地方法務局 何出張所(支局)

申請人 (農地中間管理機構の主たる事務所・名称) 代表理事 何某 (印)
 (会社法人等番号 123456789012)

(別紙)

土地の表示				登記原因及び その日付	所有者
何郡何町					
不動産番号	1234567890123				
丁目・大字・字	①地番	②地目	③地積㎡		
字甲	123番	田	100	②令和2年10月1日 日地目変更	何郡何町大字丙 1番地 甲 某
		畑	100		
不動産番号	1234567890124				
字丙	504番	田	200		
			220	③錯誤	何郡何町大字丁 5番地 乙 某

別紙5様式第3号 (表紙)

(登記令第2条第3号 所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更(更正)の登記)

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更(更正)
(順位番号別紙記載のとおり)

原因 別紙記載のとおり

所有者 (被代位者) 別紙記載のとおり

代位者 (農地中間管理機構の主たる事務所・名称)

代位原因 農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令第2条

添付書類 ア 代位原因を証する情報

(ア) 農用地利用集積等促進計画の謄本又は抄本

(イ) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があったことを証する情報

イ 変更(更正)を証する情報

ウ 申請人の会社法人等番号

但し、アについては後件添付

登録免許税 金 円

令和 年 月 日 申請

地方法務局 何出張所(支局)

申請人 (農地中間管理機構の主たる事務所・名称) 代表理事 何某 (印)
(会社法人等番号 123456789012)

(別紙)

土地の表示				順位 番号	登記原因及び その日付	変更(更正) 後の事項	所有者
何郡何町							
不動産番号	1234567890123						
丁目・大字・字	地番	地目	地積㎡				
字甲	123番	田	100	1	昭和55年10月1日 住所移転	住所 甲市乙町大字 丁12番地	甲市乙町 大字丁 12番地 甲某
不動産番号	1234567890124						
字丙	504番	田	200	2	昭和52年11月23日 氏名変更	氏名 戊某	甲市乙町 大字丁 5番地 戊某

別紙5様式第4号 (表紙)

(登記令第2条第4号 所有権の保存の登記)

登記申請書

登記の目的 所有権保存
 所有者 (被代位者) 別紙記載のとおり
 代位者 (農地中間管理機構の主たる事務所・名称)
 代位原因 農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令第2条
 添付書類 ア 代位原因を証する情報
 (ア) 農用地利用集積等促進計画の謄本又は抄本
 (イ) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつたことを証する情報
 イ 相続その他の一般承継があつたことを証する情報
 ウ 所有権を取得した者の住所を証する情報
 エ 申請人の会社法人等番号
 但し、アについては後件添付
 課税価額 金 円
 登録免許税 金 円

令和 年 月 日 申請

地方法務局 何出張所 (支局)

申請人 (農地中間管理機構の主たる事務所・名称) 代表理事 何某 (印)
 (会社法人等番号 123456789012)

(別紙)

土地の表示				所有者	課税価額
何 郡 何 町					
不動産番号	1234567890123				
丁目・大字・字	地番	地目	地積㎡		
字甲	123 番	田	100	被相続人 乙 某 相続人 何郡何町大字丁丁5番地 丙 某	金 円
不動産番号	1234567890124				
字丙	504 番	田	200	被相続人 乙 某 相続人 何郡何町大字丁丁5番地 丙 某	金 円

別紙5様式第5号 (表紙)

(登記令第2条第5号 相続その他の一般承継による所有権の移転の登記)

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権移転
 原因 別紙記載のとおり
 所有者 (被代位者) 別紙記載のとおり
 代位者 (農地中間管理機構の主たる事務所・名称)
 代位原因 農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令第2条
 添付書類 ア 代位原因を証する情報
 (ア) 農用地利用集積等促進計画の謄本又は抄本
 (イ) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつたことを証する情報
 イ 相続その他の一般承継があつたことを証する情報
 ウ 所有権を取得した者の住所を証する情報
 エ 申請人の会社法人等番号
 但し、アについては後件添付
 課税価額 金 円
 登録免許税 金 円

令和 年 月 日 申請

地方法務局 何出張所 (支局)

申請人 (農地中間管理機構の主たる事務所・名称) 代表理事 何某 (印)
 (会社法人等番号 123456789012)

(別紙)

土地の表示				登記原因及び その日付	所有者	課税価額
何 郡 何 町						
不動産番号	1234567890123					
丁目・大字・字	地番	地目	地積㎡			
字甲	123 番	田	100	昭和44年2月5日 相続	被相続人 甲 某 相続人 何郡何町大字丁5番地 乙 某	金 円

別紙5様式第6号 (表紙)

(登記令第4条 既登記の所有権の移転の登記の申請) (機構が登記権利者となる場合)

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権移転

原 因 別紙記載のとおり

権 利 者 住所 (主たる事務所の所在地)

名称 (農地中間管理機構の名称)

(会社法人等番号 123456789012)

義 務 者 別紙記載のとおり

添 付 書 類 ア 農用地利用集積等促進計画の謄本又は抄本

イ 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があったことを証する情報

ウ 登記義務者の承諾を証する情報

エ 登記権利者の住所を証する情報 (会社法人等番号)

(オ 登録免許税の税率の軽減措置の対象となる旨の証明書)

課 税 価 額 金 円

登録免許税 金 円

(租税特別措置法第77条の2の規定の適用がある場合にはその旨)

令和 年 月 日 申請

地方法務局 何出張所 (支局)

申請人 (農地中間管理機構の主たる事務所・名称) 代表理事 何某 (印)
(会社法人等番号 123456789012)

(別紙)

土地の表示				登記原因及び その日付	登記義務者	課税価額
何 郡 何 町						
不 動 産 番 号	1234567890123					
丁目・大字・字	地番	地目	地積㎡			
字甲	123 番	田	100	令和5年8月2日 農地中間管理事業 の推進に関する法 律に基づく農用地 利用集積等促進計 画による売買	何郡何町大字甲1番地 乙 某	金 円
不 動 産 番 号	1234567890124					
字丙	504 番	田	200	同上	何郡何町大字丁丁3番地 株式会社戊 某 会社法人等番号 123456789012	金 円

別紙5様式第7号 (表紙)

(登記令第4条 既登記の所有権の移転の登記の申請) (機構が登記義務者となる場合)

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権移転

原 因 別紙記載のとおり

権 利 者 住所 (会社・法人の場合は本店又は主たる事務所の所在地)

氏名 (会社・法人の場合は商号又は名称)

(会社法人等番号 123456789012※)

(※会社法人等番号を有する法人の場合)

義 務 者 住所 (主たる事務所の所在地)

名称 (農地中間管理機構の名称)

(会社法人等番号 123456789012)

添 付 書 類 ア 農用地利用集積等促進計画の謄本又は抄本

イ 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があったことを証する情報

ウ 登記権利者の住所を証する情報 (個人にあっては住民票の写し、法人にあっては会社法人等番号等)

エ 申請人の会社法人等番号

(オ 登録免許税の税率の軽減措置の対象となる旨の証明書)

課 税 価 額 金 円

登録免許税 金 円

(租税特別措置法第77条の規定の適用がある場合にはその旨)

令和 年 月 日 申請

地方法務局 何出張所 (支局)

申請人 _____ (農地中間管理機構の主たる事務所・名称) 代表理事 何某 (印)

(会社法人等番号 123456789012)

(別紙)

土地の表示				登記原因及び その日付	課税価額
何 郡 何 町					
不 動 産 番 号	1234567890123				
丁目・大字・字	地番	地目	地積㎡	令和5年8月2日農地 中間管理事業の推進に 関する法律に基づく農 用地利用集積等促進計 画による売買	金 円
字甲	123 番	田	100		
不 動 産 番 号	1234567890124			同上	金 円
字丙	504 番	田	200		

別紙5様式第8号

(登記令第6条 登記義務者又は登記簿の表題部に所有者として記載された者の承諾書)

承 諾 書

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項の規定により、令和 年 月 日に所有権を移転した後記不動産につき所有権の移転の登記（又は所有権の保存の登記）を申請することを承諾する。

令和 年 月 日

承 諾 者

住所

氏名

何某

(農地中間管理機構の主たる事務所・名称) 代表理事

何某

殿

不動産の表示

土地の表示						課税価額（固定資産税評価額）
何 郡 何 町						
不動産番号	大字	字	地番	地目	地積㎡	

(注) 承諾者は、承諾書を書面で提出する場合は承諾者欄に押印の上、印鑑登録証明書を添付し、電磁的記録により提出する場合は電子署名の上、電子証明書を併せて送信すること。

別紙 5 様式第 9 号 (表紙)

(登記令第 5 条 未登記の所有権が移転した場合の登記の申請)

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権保存

所 有 者 住所 (主たる事務所の所在地)

名称 (農地中間管理機構の名称)

(会社法人等番号 123456789012)

添 付 書 類 ア 農用地利用集積等促進計画の謄本又は抄本

イ 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 7 項の規定による公告があつたことを証する情報

ウ 表題部所有者の承諾を証する情報

エ 登記権利者の住所を証する情報 (会社法人等番号)

(オ 変更 (更正) を証する情報)

課 税 価 額 金 円

登録免許税 金 円

令和 年 月 日 申請

地方法務局 何出張所 (支局)

申請人 (農地中間管理機構の主たる事務所・名称) 代表理事 何某 (印)
(会社法人等番号 123456789012)

(別紙)

土地の表示				課税価額
何 郡 何 町				
不 動 産 番 号	1234567890123			金 円
丁目・大字・字	地番	地目	地積 ^{m²}	
字甲	123 番	田	100	金 円
不 動 産 番 号	1234567890124			金 円
字丙	504 番	田	200	